

令和3年度 第3回福岡地方最低賃金審議会 資料目次 (その1)

資料No.1	福岡地方最低賃金審議会 第52期委員名簿	1
[福岡県最低賃金 関連]		
資料No.2	福岡県最低賃金専門部会 委員名簿 (令和3年度)	3
資料No.3	福岡地方最低賃金審議会 福岡県最低賃金専門部会運営規程	5
資料No.4-1	最低賃金の改定に関する意見書 (平和・労働・人権北九州共闘センター)	9
資料No.4-2	令和3年度福岡地方最低賃金改定に関する意見書 (エフコープ生協労働組合)	13
資料No.4-3	最低賃金の引上げ等に関する意見書 (非正規雇用フォーラム・福岡)	17
資料No.4-4	福岡県最低賃金の改正決定に係る意見書 (福岡県自治体労働組合総連合)	19
資料No.4-5	令和3年最低賃金改定に関する意見書 (福岡県労働組合総連合)	31
資料No.4-6	最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書 (福岡県医療労働組合連合会)	33
資料No.5-1	最低賃金の改定に関する意見書 (福岡県)	35
資料No.5-2	低賃金労働者の生活を支え、新型コロナ禍の地域経済を活性化させる ために最低賃金額の引上げを求める会長声明 (福岡県弁護士会)	37
資料No.6	賃金分布に関する資料	39
資料No.7	福岡県最低賃金額・影響率及び未満率 (過去5年間)	79
資料No.8	「業務改善助成金・福岡働き方改革推進支援センター」案内リーフレット	81
資料No.9	令和3年度 地域別最低賃金額改定の目安について (答申)	83
[別冊 II 補充・追加資料] ※「令和3年度 第1回福岡地方最低賃金審議会」配布資料		
II-資料No.1-3	生活保護と最低賃金 (厚生労働省・福岡労働局)	89
II-資料No.2-9-1	令和3年 賃金改定状況調査結果 (厚生労働省)	97
II-資料No.2-9-2	賃金改定状況調査結果の訂正について (厚生労働省)	107
II-資料No.3-5	月例経済報告【令和3年6~7月】 (内閣府)	121
II-資料No.2-10	令和3年 福岡県賃金実態調査結果 (福岡労働局)	141

生活保護と最低賃金の比較について（令和元年度）

Ⅰ 前提

○ 若年単身 生活保護基準18歳～19歳・単身世帯

○ 福岡

● 県庁所在地 福岡市 1級地-2

● 県内最下級地 3級地-2

● 冬季加算地区 VI区

● 住宅扶助費（令和元年度実績値）

・福岡県：19,160.1円

・北九州市（政令市）：21,024.7円

・福岡市（政令市）：30,532.8円

・久留米市（中核市）：23,992.1円

* 「2019年被保護者調査 年次調査〔個別〕第3-10表（1人）」より抽出

● 県内級地別人口

・1級地-1：0人 ・1級地-2：2,499,967人 ・2級地-1：304,552人

・2級地-2：1,465,462人 ・3級地-1：390,472人 ・3級地-2：441,103人

計 5,101,556人

* 「平成27年国勢調査」による市町村別人口を平成27年10月31日現在における市町村に組み替えて集計した人口

Ⅱ 生活保護（人口加重平均）

(1) 生活扶助基準

①第1類費及び第2類費 基準額

$$\begin{aligned} & (75,030円 \times 2,499,967人 + 72,080円 \times 304,552人 + 71,510円 \times 1,465,462 \\ & 人 + 68,430円 \times 390,472人 + 66,480円 \times 441,103人) \div 5,101,556人 \\ & = 72,598円 \quad (1円未満四捨五入せず) \end{aligned}$$

②第2類費 冬季加算（1ヶ月平均）

級地別

1級地-2：2,630円×5÷12=1,096円（計算過程で1円未満四捨五入せず）

2級地-1：2,630円×5÷12=1,096円（同上）

2級地-2：2,630円×5÷12=1,096円（同上）

3級地-1：2,630円×5÷12=1,096円（同上）

3級地-2：2,630円×5÷12=1,096円（同上）

$$\begin{aligned} & (1,096円 \times 2,499,967人 + 1,096円 \times 304,552人 + 1,096円 \times 1,465,462人 \\ & + 1,096円 \times 390,472人 + 1,096円 \times 441,103人) \div 5,101,556人 \\ & = 1,096円 \quad (計算過程で1円未満四捨五入せず) \end{aligned}$$

* 平成27年10月より、級地に関係なく県内同額（冬季加算地区：VI区）

③期末一時扶助費

級地別

1級地 - 2 : 13,520円 ÷ 12 = 1,127円 (計算過程で1円未満四捨五入せず)

2級地 - 1 : 12,880円 ÷ 12 = 1,073円 (同上)

2級地 - 2 : 12,250円 ÷ 12 = 1,021円 (同上)

3級地 - 1 : 11,610円 ÷ 12 = 968円 (同上)

3級地 - 2 : 10,970円 ÷ 12 = 914円 (同上)

$(1,127円 \times 2,499,967人 + 1,073円 \times 304,552人 + 1,021円 \times 1,465,462人 + 968円 \times 390,472人 + 914円 \times 441,103人) \div 5,101,556人$
= 1,063円 (計算過程で1円未満四捨五入せず)

生活扶助基準 (「①1類費 + 2類費」 + 「②冬季加算」 + 「③期末一時扶助費」)

= ①72,598円 + ②1,096円 + ③1,063円 = 74,757円

(計算過程で1円未満四捨五入せず)

(2) 住宅扶助

①住宅扶助実績値 (平成29年度が未公表のため、平成28年度の実測値)

世帯数 i) 北九州市 : 15,095世帯 ii) 福岡市 : 27,212世帯

iii) 久留米市 : 4,168世帯 iv) 福岡県(北九州市・福岡市・久留米市を除く) : 28,831世帯

計 : 75,306世帯 (i~iv)

住宅扶助実績値

i) 北九州市 : 21,024.7円 ii) 福岡市 : 30,532.8円 iii) 久留米市 :

23,992.1円 iv) 福岡県(北九州市・福岡市・久留米市を除く) : 19,160.1円

$(21,024.7円 \times 15,095世帯 + 30,532.8円 \times 27,212世帯 + 23,992.1円 \times 4,168世帯 + 19,160.1円 \times 28,831世帯) \div 75,306世帯$

= 23,911円 (計算過程で1円未満四捨五入せず)

(3) 生活扶助基準 + 住宅扶助

生活扶助基準 + 住宅扶助実績値

= 74,757円 + 23,911円 = 98,668円 (生活保護)

III 最低賃金との比較

・時給841円(令和元年福岡県最低賃金額)で月173.8時間(40時間×52.14週÷12)で働いた場合の1ヶ月の収入(※手取額)は、

$841円 \times 173.8時間 \times 0.817$ (可処分所得割合) = 119,418円 (1円未満切上げ)

・生活保護 - 最低賃金(※手取額) = 98,668円 - 119,418円 = -20,750円

従って、必要引上げ額は「0円」である

参考

県庁所在地外での最低賃金との比較（令和元年度）

<福岡市>

生活扶助基準（1・2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）

＋住宅扶助実績値

$$= (75,030 \text{ 円} + 1,096 \text{ 円} + 1,127 \text{ 円}) + 30,532.8 \text{ 円} = 107,786 \text{ 円}$$

（計算過程で1円未満四捨五入せず）

最賃との比較

$$\text{生活保護－最低賃金（※手取額）} = 107,786 \text{ 円} - 119,418 \text{ 円} = -11,632 \text{ 円}$$

なお、1時間あたりでの差額は、

$$-11,632 \text{ 円} \div 173.8 \div 0.817 = -82 \text{ 円}$$

（※手取額ベース：計算過程で1円未満四捨五入せず）

<北九州市>

生活扶助基準（1・2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）

＋住宅扶助実績値

$$= (75,030 \text{ 円} + 1,096 \text{ 円} + 1,127 \text{ 円}) + 21,024.7 \text{ 円} = 98,278 \text{ 円}$$

（計算過程で1円未満四捨五入せず）

最賃との比較

$$\text{生活保護－最低賃金（※手取額）} = 98,278 - 119,418 \text{ 円} = -21,140 \text{ 円}$$

なお、1時間あたりでの差額は、

$$-21,140 \text{ 円} \div 173.8 \div 0.817 = -149 \text{ 円}$$

（※手取額ベース：計算過程で1円未満四捨五入せず）

<久留米市>

生活扶助基準（1・2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）

＋住宅扶助実績値

$$= (72,080 \text{ 円} + 1,096 \text{ 円} + 1,073 \text{ 円}) + 23,992.1 \text{ 円} = 98,241 \text{ 円}$$

（計算過程で1円未満四捨五入せず）

最賃との比較

$$\text{生活保護－最低賃金（※手取額）} = 98,241 - 119,418 \text{ 円} = -21,177 \text{ 円}$$

なお、1時間あたりでの差額は、

$$-21,177 \text{ 円} \div 173.8 \div 0.817 = -149 \text{ 円}$$

（※手取額ベース：計算過程で1円未満四捨五入せず）

<福岡市、北九州市、久留米市を除く市町村>

① 第1・2類費 基準額

$$(71,510 \text{ 円} \times 1,465,462 \text{ 人} + 68,430 \text{ 円} \times 390,472 \text{ 人} + 66,480 \text{ 円} \times 441,103 \text{ 人}) \\ \div 2,297,037 \text{ 人} \\ = \underline{70,021 \text{ 円}} \text{ (計算過程で1円未満四捨五入せず)}$$

② 第2類費 冬季加算 (1ヶ月平均)

級地別

$$2 \text{ 級地} - 2 : 2,630 \text{ 円} \times 5 \div 12 = 1,096 \text{ 円} \text{ (計算過程で1円未満四捨五入せず)}$$

$$3 \text{ 級地} - 1 : 2,630 \text{ 円} \times 5 \div 12 = 1,096 \text{ 円} \text{ (同上)}$$

$$3 \text{ 級地} - 2 : 2,630 \text{ 円} \times 5 \div 12 = 1,096 \text{ 円} \text{ (同上)}$$

$$(1,096 \text{ 円} \times 1,465,462 \text{ 人} + 1,096 \text{ 円} \times 390,472 \text{ 人} + 1,096 \text{ 円} \times 441,103 \text{ 人}) \\ \div 2,297,037 \text{ 人} = \underline{1,096 \text{ 円}} \text{ (計算過程で1円未満四捨五入せず)}$$

③ 期末一時扶助費

級地別

$$2 \text{ 級地} - 2 : 12,250 \text{ 円} \div 12 = 1,021 \text{ 円} \text{ (計算過程で1円未満四捨五入せず)}$$

$$3 \text{ 級地} - 1 : 11,610 \text{ 円} \div 12 = 968 \text{ 円} \text{ (同上)}$$

$$3 \text{ 級地} - 2 : 10,970 \text{ 円} \div 12 = 914 \text{ 円} \text{ (同上)}$$

$$(1,021 \text{ 円} \times 1,465,462 \text{ 人} + 968 \text{ 円} \times 390,472 \text{ 人} + 914 \text{ 円} \times 441,103 \text{ 人}) \\ \div 2,297,037 \text{ 人} = \underline{991 \text{ 円}} \text{ (計算過程で1円未満四捨五入せず)}$$

生活扶助基準 (①「1類費+2類費」+「②冬季加算」+「③期末一時扶助費」)

$$= \underline{①70,021 \text{ 円}} + \underline{②1,096 \text{ 円}} + \underline{③991 \text{ 円}} = \underline{72,108 \text{ 円}}$$

(計算過程で1円未満四捨五入せず)

④ 住宅扶助実績値 : 19,160.1円

生活扶助基準 (1・2類費+冬季加算+期末一時扶助費) + 住宅扶助実績値

$$= \underline{72,108 \text{ 円}} + \underline{19,160.1 \text{ 円}} = \underline{91,268 \text{ 円}} \text{ (計算過程で1円未満四捨五入せず)}$$

最賃との比較

$$\text{生活保護} - \text{最低賃金} (\text{※手取額}) = \underline{91,268 \text{ 円}} - \underline{119,418 \text{ 円}} = \underline{-28,150 \text{ 円}}$$

なお、1時間当たりでの差額は、

$$\underline{-28,150 \text{ 円}} \div 173.8 \div 0.817 = -198 \text{ 円}$$

(※手取額ベース：計算過程で1円未満四捨五入せず)

生活保護制度の概要

○ 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等をすべて活用することが保護の前提

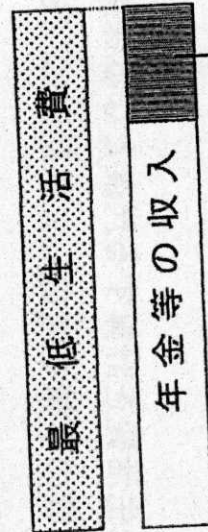
- ・ 不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・ 稼働能力の活用
- ・ 扶養義務者からの扶養
- ・ 年金、手当等の社会保障給付 等



- ◇ 保護の開始時に調査
(預貯金、扶養義務者の状況及び扶養能力、年金、手当等の額、傷病の状況等を踏まえた就労の可否等)
- ◇ 保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- ・ 厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



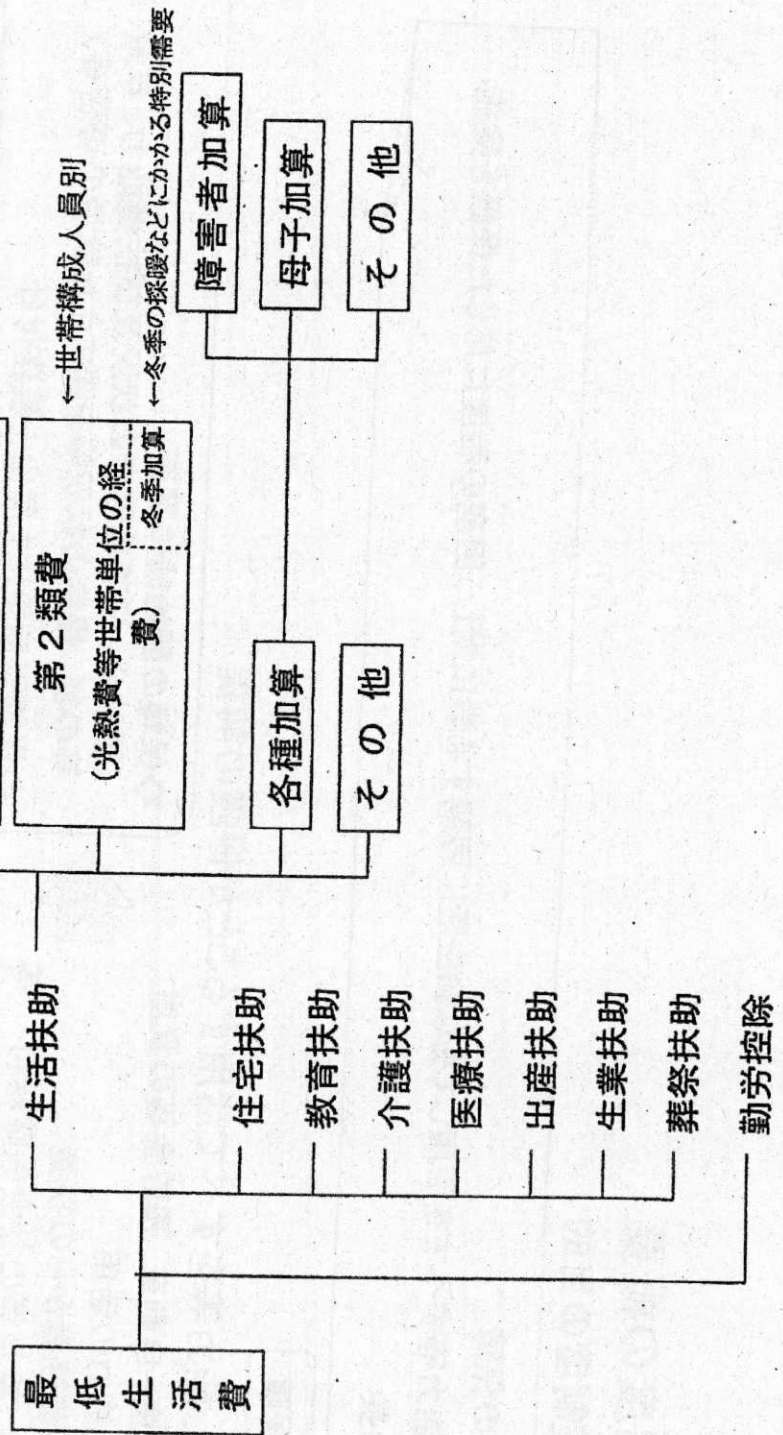
収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを使い尽くした後に初めて保護適用となる。

自立の助長

- ・ 世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- ・ 就労の可能性のある者への就労指導、病院入院者の在宅への復帰促進 等

最低生活費の体系

○ 最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯の構成、所在地等の事情を考慮して扶助別に（8種類）に定める。



最低賃金と生活保護の比較

【最低賃金】

最低賃金額で働いたときの手取額

税金(所得税・住民税)
 社会保険料(年金、健保、雇用保険)
 ◎社会保険料は本人負担分

賃金総額 × 可処分所得割合

◎可処分所得割合は、最低賃金が最も低い県において、給与から控除される税・社会保険料を機械的に計算している。
 (29年度の審議では、0.832を使用)

最低賃金額で法定労働時間(※)働いたときの賃金総額

※週40時間 ÷ 7日 × 365日 ÷ 12か月 = 173.8時間

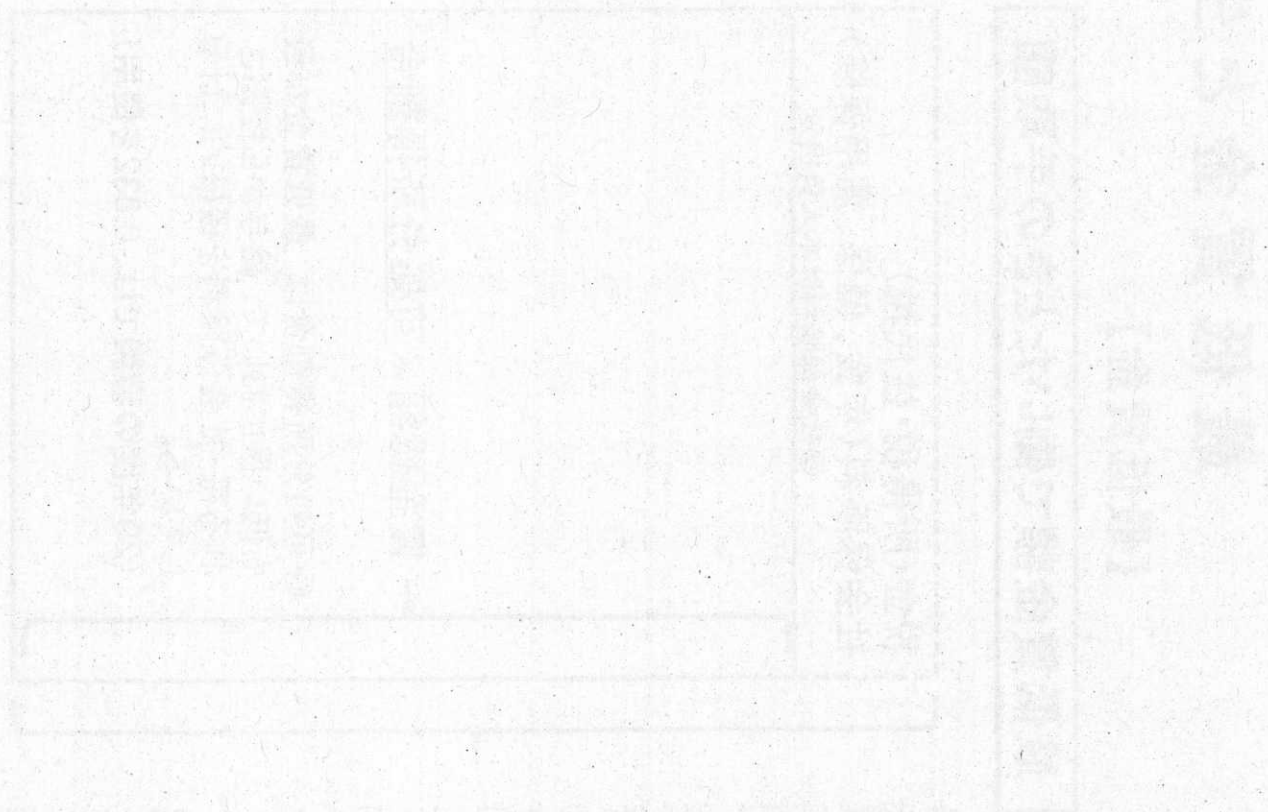
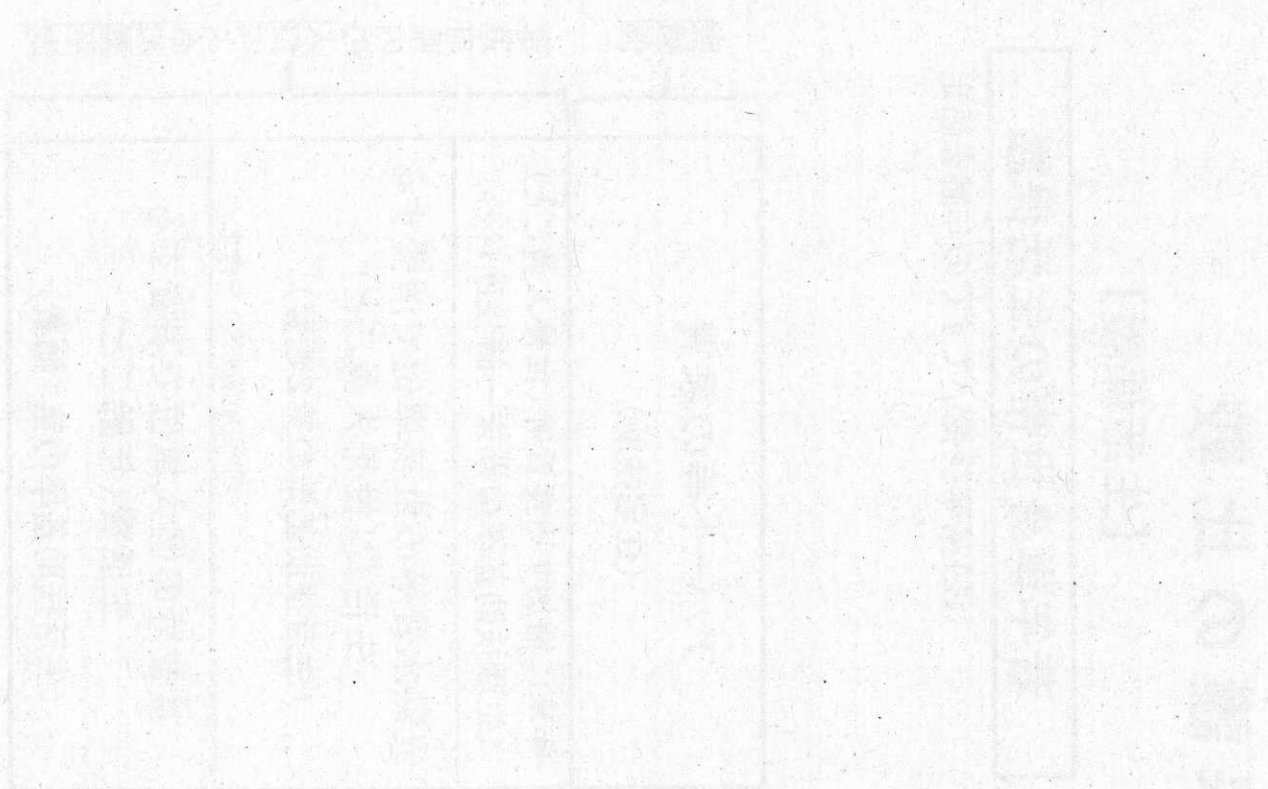
【生活保護】

若年単身世帯の生活保護

(注) 高卒後働いてすぐの年齢を想定

実績値	アパート等の家賃 (住宅扶助)	都道府県内の人口による加重平均
	年末に増加する食費等(世帯人員ごと) (生活扶助基準の期末一時扶助(※))	
比較	光熱水費等の世帯単位で消費する 生活費(世帯人員ごと) (生活扶助基準の第2類費) 冬季加算(※)を含む	都道府県内の人口による加重平均
	食費等の個人単位で消費する 生活費(年齢ごと) (生活扶助基準の第1類費)	

※1か月あたりの平均額



令和3年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業，小売業
 - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
 - (カ) 医療，福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

- (1) 数 15,641 事業所
- (2) 選定の方法

事業所母集団データベース（平成30年次フレーム）を母集団とし、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金額の標準誤差率が1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	4,982	1,377	27.6%
B ランク	3,306	1,070	32.4%
C ランク	4,191	1,375	32.8%
D ランク	3,162	1,169	37.0%
合計	15,641	4,991	31.9%

4. 集計労働者 34,655 人

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和3年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和3年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和3年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和元年度分、令和2年度分〕
- ホ 賃金改定状況〔令和3年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和3年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和2年6月分、令和3年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和2年6月分、令和3年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和2年6月分、令和3年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		
			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所	
A	100.0	34.2	1.4	52.6	11.8	35.8	0.7	53.9	9.6	36.4	0.9	49.4	13.3	41.2	1.7	47.8	9.3
B	100.0	36.5	1.1	48.3	14.1	33.3	0.5	48.0	18.2	35.0	1.2	47.3	16.5	56.5	0.0	32.7	10.7
C	100.0	37.7	2.4	45.0	14.8	32.1	1.1	50.7	16.1	43.2	2.4	37.3	17.1	34.8	4.5	45.6	15.2
D	100.0	39.1	0.7	45.1	15.1	26.3	0.0	54.8	18.9	42.9	0.2	40.4	16.5	44.7	1.6	41.5	12.2
計	100.0	36.3	1.5	48.8	13.5	33.3	0.7	51.8	14.2	38.8	1.2	44.6	15.4	43.2	1.9	43.8	11.1
R 2 年	100.0	41.2	1.5	42.1	15.1	32.3	2.1	53.3	12.4	48.1	1.5	32.6	17.7	46.2	1.6	45.5	6.8

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		
			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所	
A	100.0	24.2	1.8	64.9	9.1	16.6	5.0	64.5	13.9	46.5	1.2	38.3	14.0	35.2	0.0	51.3	13.5
B	100.0	22.8	1.7	63.2	12.4	23.1	1.4	70.3	5.3	65.8	1.0	20.8	12.3	32.1	1.0	52.3	14.7
C	100.0	24.6	1.9	58.2	15.3	19.2	5.2	55.3	20.3	68.2	0.4	24.5	6.8	31.1	4.3	54.6	10.0
D	100.0	23.3	0.6	57.1	19.0	24.4	4.6	52.4	18.6	74.6	0.0	19.0	6.3	34.4	0.0	56.8	8.8
計	100.0	23.8	1.6	61.6	12.9	19.7	4.2	61.7	14.3	59.8	0.8	28.5	10.8	33.3	1.3	53.3	12.1
R 2 年	100.0	28.3	1.1	55.6	14.9	30.7	0.9	46.4	22.0	56.7	1.8	27.8	13.7	41.6	1.5	43.7	13.1

第2表 事業所の平均賃金改定率

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び連結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食サ ービス 業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食サ ービス 業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食サ ービス 業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)
A	3.1	3.1	2.6	4.4	3.0	2.8	4.0	-18.6	-11.7	-18.2	-4.8	-28.1	-12.6	-34.9		0.8	1.0	0.8	1.7	0.2	-0.2	0.9	1.4	
B	2.5	2.4	2.1	5.5	2.6	2.4	2.6	-19.3	-30.0	-33.2	-4.4	-18.3	-5.5	-23.0		0.7	0.6	0.3	3.1	0.5	0.3	1.2	0.6	
C	3.0	3.6	2.9	3.6	2.3	2.4	2.1	-8.9	-11.2	-18.4	-5.9	-3.0	-7.1	-6.5		0.9	1.0	0.8	1.0	0.5	0.1	2.4	0.6	
D	3.1	3.9	3.2	3.9	3.1	2.3	3.0	-4.8		-0.2	-3.0	-8.4	-5.0			1.2	1.0	1.4	1.7	0.7	0.3	2.0	1.0	
計	3.0	3.1	2.7	4.4	2.8	2.5	3.1	-14.0	-14.9	-21.1	-5.1	-14.7	-10.2	-23.9		0.9	0.9	0.8	1.8	0.4	0.0	1.5	1.0	
R 2 年	2.8	3.0	2.5	3.7	3.4	3.0	3.0	-12.9	-17.4	-10.9	-13.0	-14.1	-15.0	-12.2		1.0	0.6	1.0	1.5	0.8	0.8	1.1	1.1	

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.0 %	1.7 %	3.0 %	0.59	1.0 %	1.7 %	3.0 %	0.59	1.0 %	1.6 %	2.4 %	0.44	1.8 %	2.6 %	5.0 %	0.62
B	1.0	1.4	2.6	0.57	0.9	1.5	2.5	0.53	1.0	1.7	2.4	0.41	1.0	2.0	4.2	0.80
C	1.0	1.9	3.2	0.58	0.9	2.4	4.4	0.73	1.1	1.9	3.2	0.55	1.0	2.3	3.9	0.63
D	1.0	1.7	3.3	0.68	1.0	2.3	3.7	0.59	1.1	1.8	3.2	0.58	1.4	2.7	5.4	0.74
計	1.0	1.7	3.0	0.59	1.0	1.8	3.4	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.3	2.1	5.0	0.88
R 2 年	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	1.8	3.0	0.56	1.0	1.8	2.6	0.44	1.2	2.5	3.9	0.54

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業 (他に分類されないもの)			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.0 %	1.4 %	2.5 %	0.54	0.7 %	1.5 %	5.0 %	1.43	1.0 %	1.5 %	3.3 %	0.77	1.1 %	2.3 %	4.5 %	0.74
B	1.0	1.2	3.0	0.83	0.7	1.4	3.0	0.82	0.9	1.1	2.2	0.59	0.7	1.4	2.5	0.64
C	0.8	1.2	3.1	0.96	1.1	1.5	3.0	0.63	1.0	1.6	3.3	0.72	1.0	1.6	2.3	0.41
D	0.6	1.3	5.1	1.73	0.9	1.2	2.6	0.71	0.9	1.4	3.1	0.79	1.0	1.3	2.4	0.54
計	0.9	1.3	3.0	0.81	0.7	1.4	3.0	0.82	1.0	1.5	3.0	0.67	1.0	1.6	3.0	0.63
R 2 年	1.0	2.0	3.6	0.65	1.0	2.3	4.1	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.0	2.0	3.3	0.58

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率 (男女別内訳)

性 ランク	産業計						製造業						卸売業, 小売業						学術研究, 専門・技術サービス業						宿泊業, 飲食サービス業						生活関連サービス業, 娯楽業						医療, 福祉						サービス業 (他に分類されないもの)					
	賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率											
	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年												
男	1,544	1,548	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9																
女	1,382	1,381	-0.1	0.4	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2																
計	1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3																
男	1,254	1,259	0.4	0.9	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7																
女	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,782	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,358	1,369	0.8	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2																
計	1,795	1,800	0.3	1.0	1,718	1,737	1.1	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,461	1.7	0.5	1,638	1,682	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6																
男	1,628	1,621	-0.4	0.3	1,559	1,560	0.1	-0.3	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8																
女	1,591	1,596	0.3	1.2	1,458	1,473	1.0	0.6	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7																
計	1,486	1,491	0.3	0.7	1,310	1,316	0.5	1.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,264	-1.1	-1.1	1,308	1,285	-1.8	0.1	1,338	1,340	0.1	1.0	1,463	1,464	0.1	2.5																
男	1,668	1,670	0.1	0.9	1,565	1,577	0.8	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,026	2,016	-0.5	1.6	1,280	1,278	-0.2	0.6	1,344	1,343	-0.1	0.5	1,508	1,528	1.3	0.6	1,554	1,560	0.4	1.0																
女	1,318	1,322	0.3	1.8	1,222	1,246	2.0	1.7	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7																
計	1,163	1,168	0.4	0.8	1,033	1,041	0.8	0.6	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.6	1,050	1,056	0.6	2.1	1,081	1,105	2.2	1.2	1,319	1,326	0.5	1.5	1,223	1,232	0.7	0.9																
男	1,103	1,113	0.9	2.2	983	995	1.2	1.4	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	992	996	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,264	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8																
女	1,040	1,048	0.8	1.2	947	960	1.4	2.9	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,193	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3																
計	1,194	1,201	0.6	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,472	1,475	0.2	1.0	1,046	1,048	0.2	2.8	1,094	1,096	0.2	1.8	1,328	1,338	0.8	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6																

(円、%)

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	1 期間当たり賃金額			賃金上昇率			1 期間当たり賃金額			賃金上昇率			1 期間当たり賃金額			賃金上昇率			1 期間当たり賃金額			賃金上昇率			1 期間当たり賃金額			賃金上昇率			1 期間当たり賃金額			賃金上昇率			1 期間当たり賃金額			賃金上昇率								
	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R2年 6月	R3年 6月													
A	1,544	1,548	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9																
B	1,382	1,381	-0.1	0.4	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2																
C	1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3																
D	1,254	1,259	0.4	0.9	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7																
計	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,782	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,358	1,369	0.8	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2																
A	1,791	1,796	0.3	1.2	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492	-1.7	0.9	1,420	1,440	1.4	2.1	1,533	1,561	1.8	1.9	1,621	1,646	1.5	0.9																
B	1,600	1,596	-0.3	0.3	1,470	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421	0.9	1.5	1,352	1,345	-0.5	1.2	1,454	1,467	0.9	1.5	1,502	1,488	-0.9	1.8																
C	1,537	1,547	0.7	1.3	1,370	1,391	1.5	0.8	1,585	1,585	0.0	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230	1.4	1.1	1,308	1,309	0.1	-0.1	1,373	1,382	0.7	0.2	1,571	1,560	-0.7	0.8																
D	1,394	1,401	0.5	0.9	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,606	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257	-0.5	-0.6	1,270	1,271	0.1	-0.1	1,268	1,280	0.9	1.0	1,425	1,431	0.4	2.3																
計	1,631	1,636	0.3	1.0	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,888	1,882	-0.3	1.1	1,359	1,358	-0.1	0.9	1,362	1,371	0.7	1.2	1,428	1,445	1.2	1.4	1,555	1,560	0.3	1.2																
A	1,141	1,143	0.2	1.8	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077	0.2	3.3	1,065	1,061	-0.4	1.8	1,376	1,385	0.7	0.8	1,041	1,043	0.2	1.4																
B	1,059	1,061	0.2	0.6	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,216	1,207	-0.7	-4.8	993	999	0.6	2.3	1,008	1,011	0.3	1.1	1,202	1,200	-0.2	1.2	1,153	1,180	2.3	-0.6																
C	984	988	0.4	2.3	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944	-0.2	3.7	1,002	992	-1.0	-0.4	1,146	1,157	1.0	1.5	949	970	2.2	3.6																
D	968	971	0.3	1.0	949	935	-1.5	2.1	912	918	0.7	0.0	1,279	1,274	-0.4	1.3	947	946	-0.1	2.4	952	920	-3.4	2.2	1,099	1,086	-1.2	2.3	977	1,002	2.6	-1.3																
計	1,064	1,066	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,264	1,244	-1.6	1.0	1,011	1,012	0.1	3.0	1,027	1,020	-0.7	1.2	1,267	1,272	0.4	1.1	1,043	1,051	0.8	1.0																

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早い	遅い	その他
A	100.0	89.8	3.0	0.9	6.3
B	100.0	89.6	1.9	1.1	7.3
C	100.0	87.0	3.3	1.7	8.0
D	100.0	87.6	2.2	1.7	8.5
計	100.0	88.7	2.7	1.3	7.3
R 2 年	100.0	88.7	4.2	1.2	5.9

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業, 小売業						学術研究, 専門・技術サービス業					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
	A	100.0	10.2	1.3	14.9	66.7	6.9	100.0	7.3	0.0	17.9	66.9	7.8	100.0	12.5	1.5	12.8	66.1	7.1	100.0	11.0	0.0	11.6	72.1
B	100.0	13.7	2.4	13.1	64.3	6.6	100.0	15.5	3.6	11.7	60.9	8.3	100.0	18.5	3.2	13.1	61.1	4.2	100.0	21.8	2.9	8.4	66.9	0.0
C	100.0	14.7	2.9	14.0	61.3	7.1	100.0	14.2	4.0	14.0	61.8	5.9	100.0	18.9	4.3	11.0	57.6	8.2	100.0	17.9	1.6	14.2	60.9	5.4
D	100.0	16.7	2.0	13.3	61.7	6.3	100.0	20.6	2.1	8.5	65.9	2.8	100.0	20.4	2.5	12.7	58.3	6.1	100.0	17.4	0.0	19.3	58.0	5.3
計	100.0	12.9	2.0	14.1	64.2	6.8	100.0	12.6	2.1	14.3	64.2	6.9	100.0	16.5	2.7	12.5	61.8	6.5	100.0	14.9	0.8	12.7	67.1	4.5
R 2 年	100.0	18.9	3.2	24.7	48.9	4.3	100.0	11.5	3.5	24.8	56.3	3.8	100.0	26.6	4.3	21.4	43.3	4.4	100.0	7.7	2.0	21.3	65.7	3.2

ランク	宿泊業, 飲食サービス業						生活関連サービス業, 娯楽業						医療, 福祉						サービス業 (他に分類されないもの)					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
	A	100.0	4.9	1.0	13.7	74.0	6.4	100.0	10.2	1.9	13.5	68.8	5.6	100.0	14.7	2.7	16.5	56.6	9.4	100.0	13.3	2.5	22.3	56.8
B	100.0	5.2	2.2	15.5	68.1	9.1	100.0	3.6	0.0	7.4	85.7	3.4	100.0	29.6	0.0	18.6	44.2	7.7	100.0	9.1	1.7	14.4	63.7	11.1
C	100.0	11.6	1.8	17.3	61.8	7.5	100.0	15.3	0.0	16.6	56.5	11.5	100.0	18.6	2.2	13.8	64.5	1.0	100.0	5.5	3.8	12.3	72.2	6.1
D	100.0	14.2	2.8	15.2	59.8	8.0	100.0	14.7	0.0	6.7	67.1	11.5	100.0	13.6	3.0	17.9	57.1	8.4	100.0	10.4	1.1	17.2	69.4	2.0
計	100.0	8.1	1.7	15.2	67.5	7.5	100.0	10.7	0.8	12.0	69.2	7.3	100.0	17.9	2.2	16.5	55.9	7.5	100.0	9.8	2.4	17.1	64.5	6.2
R 2 年	100.0	14.0	2.7	31.3	47.5	4.5	100.0	25.7	3.1	25.1	42.7	3.3	100.0	24.0	3.0	27.2	39.9	6.0	100.0	17.0	1.8	17.4	59.5	4.3

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1~6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和2年	令和3年
37.6	38.6

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和2年	令和3年
男性	47.2	46.7
女性	52.8	53.3

3 年間所定労働日数 (事業所平均)

(日)

令和元年度	令和2年度
244.4	242.3

賃金改定状況調査結果の訂正について

令和3年7月1日第2回目安に関する小委員会に提出しました「資料No.1 令和3年賃金改定状況調査結果」について、集計誤りが判明しましたので下記のとおり訂正いたします。

委員会終了後に調査結果の分析を行っていたところ、復元に使用する母集団労働者数が誤っていることが確認されたため、正しい数値で再集計した結果を改めて提出いたします。

また、令和2年調査でも同様の誤りがありましたので、令和2年調査結果も併せて訂正させていただきます。

中央最低賃金審議会の審議資料である本調査結果を訂正することとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1 訂正内容

主な訂正内容は以下のとおりです。詳細は別紙1を御参照ください。

(令和3年調査結果) 第4表①② 産業計の賃金上昇率

	[正]		[誤]
Aランク	0.5%	←	0.3%
Bランク	0.1%	←	-0.1%
Cランク	0.5%	←	0.6%
Dランク	0.3%	←	0.4%
ランク計	0.4%	←	0.3%

(令和2年調査結果) 第4表①② 産業計の賃金上昇率

	[正]		[誤]
Aランク	1.5%	←	1.4%
Bランク	0.7%	←	0.4%
Cランク	1.3%	←	1.5%
Dランク	0.8%	←	0.9%
ランク計	1.2%	←	1.2%

※訂正なし

2 誤りの原因（別紙2参照）

令和元年調査までは、「L 学術研究，専門・技術サービス業」、「N 生活関連サービス業，娯楽業」及び「R サービス業（他に分類されないもの）」の3つの産業を合わせて「その他のサービス業」として集計していましたが、令和2年調査よりこれらを分けて集計するよう変更したところです。

しかし、令和2年調査の集計を行うに当たりプログラムの改修を行っていた中で、一部の産業で別の産業の母集団労働者数を用いるといった誤った改修を行い、令和3年でも同じプログラムを使用したことから令和3年調査の集計でも誤りが生じたものです。

3 再発防止策

来年度以降、集計結果の確認にあたっては、母集団労働者数の設定等を含めて、2人以上の者が別のソフトウェアを用いて独立して集計を行い、集計結果が完全に一致するまで検証を行うことを徹底するよう、作業手順及び作業体制を見直します。

【訂正後】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(男女別内訳)

別紙1

性 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業(他に分類されないもの)															
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率															
	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月														
男	1,456	1,464	0.5	1.5	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
女	1,314	1,315	0.1	0.7	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
計	1,276	1,282	0.5	1.3	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
計	1,211	1,215	0.3	0.8	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
計	1,349	1,354	0.4	1.2	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,785	1,776	-0.5	1.2	1,121	1,122	0.1	2.4	1,180	1,180	0.0	1.2	1,351	1,362	0.8	1.3	1,415	1,423	0.6	1.2
男	1,703	1,716	0.8	0.8	1.1	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,461	1.7	0.5	1,638	1,682	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6
女	1,525	1,521	-0.3	0.4	0.1	-0.3	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8
計	1,515	1,518	0.2	1.0	1.0	0.6	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7
男	1,424	1,427	0.2	0.5	0.5	1.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,264	-1.1	-1.1	1,308	1,285	-1.8	0.1	1,338	1,340	0.1	1.0	1,463	1,464	0.1	2.5
女	1,582	1,588	0.4	0.7	0.8	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,028	2,017	-0.5	1.6	1,284	1,282	-0.2	0.7	1,338	1,334	-0.3	0.4	1,500	1,519	1.3	0.6	1,554	1,560	0.4	1.0
計	1,268	1,273	0.4	2.0	2.0	1.7	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7
男	1,158	1,164	0.5	1.0	1.0	0.6	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.6	1,050	1,056	0.6	2.1	1,081	1,105	2.2	1.2	1,319	1,326	0.5	1.5	1,223	1,232	0.7	0.9
女	1,106	1,113	0.6	1.8	1.2	1.4	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	992	996	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,264	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8
計	1,053	1,059	0.6	1.2	1.4	2.9	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,193	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3
計	1,175	1,181	0.5	1.6	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,478	1,481	0.2	1.1	1,053	1,055	0.2	2.9	1,090	1,093	0.3	1.7	1,322	1,331	0.7	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6

【訂正前】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(男女別内訳)

性 ランク	産業計						製造業						卸売業・小売業						学術研究・専門・技術サービス業						宿泊業・飲食サービス業						生活関連サービス業・娯楽業						医療・福祉						サービス業(他に分類されないもの)					
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率									
	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年										
男	A	1,544	1,548	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9															
	B	1,362	1,381	-0.1	0.4	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2															
	C	1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3															
	計	1,254	1,259	0.4	0.9	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7															
男	計	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,782	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,358	1,369	0.8	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2															
	A	1,795	1,800	0.3	1.0	1,718	1,737	1.1	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,461	1.7	0.5	1,638	1,682	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6															
	B	1,628	1,621	-0.4	0.3	1,559	1,560	0.1	-0.3	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8															
	計	1,591	1,596	0.3	1.2	1,458	1,473	1.0	0.6	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7															
女	D	1,486	1,491	0.3	0.7	1,310	1,316	0.5	1.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,264	-1.1	-1.1	1,308	1,285	-1.8	0.1	1,338	1,340	0.1	1.0	1,463	1,464	0.1	2.5															
	計	1,668	1,670	0.1	0.9	1,565	1,577	0.8	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,026	2,016	-0.5	1.6	1,280	1,278	-0.2	0.6	1,344	1,343	-0.1	0.5	1,508	1,528	1.3	0.6	1,554	1,560	0.4	1.0															
	A	1,318	1,322	0.3	1.8	1,222	1,246	2.0	1.7	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7															
	B	1,163	1,168	0.4	0.8	1,033	1,041	0.8	0.6	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.6	1,050	1,056	0.6	2.1	1,081	1,105	2.2	1.2	1,319	1,326	0.5	1.5	1,223	1,232	0.7	0.9															
女	C	1,103	1,113	0.9	2.2	983	995	1.2	1.4	1,095	1,099	0.4	1.8	1,256	1,300	2.7	3.8	992	996	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,264	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8															
	D	1,040	1,048	0.8	1.2	947	960	1.4	2.9	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,193	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3															
	計	1,194	1,201	0.6	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,472	1,475	0.2	1.0	1,046	1,048	0.2	2.8	1,094	1,096	0.2	1.8	1,328	1,338	0.8	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6															

【訂正後】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態 ランク	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率													
	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月														
A	1,456	1,464	0.5	1.5	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9																
B	1,314	1,315	0.1	0.7	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2																
C	1,276	1,282	0.5	1.3	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3																
D	1,211	1,215	0.3	0.8	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7																
計	1,349	1,354	0.4	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,785	1,776	-0.5	1.2	1,121	1,122	0.1	2.4	1,180	1,180	0.0	1.2	1,351	1,362	0.8	1.3	1,415	1,423	0.6	1.2																
A	1,706	1,718	0.7	1.4	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492	-1.7	0.9	1,420	1,440	1.4	2.1	1,533	1,561	1.8	1.9	1,621	1,646	1.5	0.9																
B	1,523	1,522	-0.1	0.4	1,470	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421	0.9	1.5	1,352	1,345	-0.5	1.2	1,454	1,467	0.9	1.5	1,502	1,488	-0.9	1.8																
C	1,474	1,480	0.4	0.9	1,370	1,391	1.5	0.8	1,585	1,585	0.0	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230	1.4	1.1	1,308	1,309	0.1	-0.1	1,373	1,382	0.7	0.2	1,571	1,560	-0.7	0.8																
D	1,341	1,348	0.5	0.7	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,606	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257	-0.5	-0.6	1,270	1,271	0.1	-0.1	1,288	1,280	0.9	1.0	1,425	1,431	0.4	2.3																
計	1,553	1,561	0.5	0.9	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,890	1,884	-0.3	1.1	1,374	1,372	-0.1	0.9	1,357	1,365	0.6	1.1	1,419	1,436	1.2	1.3	1,555	1,560	0.3	1.2																
A	1,144	1,148	0.3	1.6	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077	0.2	3.3	1,065	1,061	-0.4	1.8	1,376	1,385	0.7	0.8	1,041	1,043	0.2	1.4																
B	1,056	1,060	0.4	1.1	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,216	1,207	-0.7	-4.8	993	999	0.6	2.3	1,008	1,011	0.3	1.1	1,202	1,200	-0.2	1.2	1,153	1,180	2.3	-0.6																
C	988	992	0.4	2.1	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944	-0.2	3.7	1,002	992	-1.0	-0.4	1,146	1,157	1.0	1.5	949	970	2.2	3.6																
D	966	964	-0.2	1.4	949	935	-1.5	2.1	912	918	0.7	0.0	1,279	1,274	-0.4	1.3	947	946	-0.1	2.4	952	920	-3.4	2.2	1,099	1,086	-1.2	2.3	977	1,002	2.6	-1.3																
計	1,069	1,071	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,267	1,246	-1.7	1.2	1,018	1,020	0.2	3.1	1,024	1,016	-0.8	1.2	1,261	1,265	0.3	1.1	1,043	1,051	0.8	1.0																

【訂正前】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態 ランク	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率													
	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月														
一般	1,544	1,548	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9																
B	1,382	1,381	-0.1	0.4	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2																
C	1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3																
D	1,254	1,259	0.4	0.9	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7																
計	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,782	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,358	1,369	0.8	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2																
一般	1,791	1,796	0.3	1.2	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492	-1.7	0.9	1,420	1,440	1.4	2.1	1,533	1,561	1.8	1.9	1,621	1,646	1.5	0.9																
B	1,600	1,596	-0.3	0.3	1,470	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421	0.9	1.5	1,352	1,345	-0.5	1.2	1,454	1,467	0.9	1.5	1,502	1,488	-0.9	1.8																
C	1,537	1,547	0.7	1.3	1,370	1,391	1.5	0.8	1,585	1,585	0.0	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230	1.4	1.1	1,308	1,309	0.1	-0.1	1,373	1,382	0.7	0.2	1,571	1,560	-0.7	0.8																
D	1,394	1,401	0.5	0.9	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,606	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257	-0.5	-0.6	1,270	1,271	0.1	-0.1	1,268	1,280	0.9	1.0	1,425	1,431	0.4	2.3																
計	1,631	1,636	0.3	1.0	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,888	1,882	-0.3	1.1	1,359	1,358	-0.1	0.9	1,362	1,371	0.7	1.2	1,428	1,445	1.2	1.4	1,555	1,560	0.3	1.2																
一般	1,141	1,143	0.2	1.8	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077	0.2	3.3	1,065	1,061	-0.4	1.8	1,376	1,385	0.7	0.8	1,041	1,043	0.2	1.4																
B	1,059	1,061	0.2	0.6	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,216	1,207	-0.7	-4.8	983	999	0.6	2.3	1,008	1,011	0.3	1.1	1,202	1,200	-0.2	1.2	1,153	1,180	2.3	-0.6																
C	984	988	0.4	2.3	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944	-0.2	3.7	1,002	992	-1.0	-0.4	1,146	1,157	1.0	1.5	949	970	2.2	3.6																
D	968	971	0.3	1.0	949	935	-1.5	2.1	912	918	0.7	0.0	1,279	1,274	-0.4	1.3	947	946	-0.1	2.4	952	920	-3.4	2.2	1,099	1,086	-1.2	2.3	977	1,002	2.6	-1.3																
計	1,064	1,066	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,264	1,244	-1.6	1.0	1,011	1,012	0.1	3.0	1,027	1,020	-0.7	1.2	1,267	1,272	0.4	1.1	1,043	1,051	0.8	1.0																

令和3年調査結果

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

【訂正後】

1 パートタイム労働者比率

	令和2年	令和3年
(%)	42.2	43.1

2 男女別労働者数比率

	令和2年	令和3年
男性	42.6	42.3
女性	57.4	57.7

【訂正前】

1 パートタイム労働者比率

	令和2年	令和3年
(%)	37.6	38.6

2 男女別労働者数比率

	令和2年	令和3年
男性	47.2	46.7
女性	52.8	53.3

【訂正後】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計												医療・福祉												サービス業（他に分類されないもの）											
	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療・福祉				サービス業							
	1 R1年 6月	2 R2年 6月	3 R1年 6月	4 R2年 6月	1 R1年 6月	2 R2年 6月	3 R1年 6月	4 R2年 6月	1 R1年 6月	2 R2年 6月	3 R1年 6月	4 R2年 6月	1 R1年 6月	2 R2年 6月	3 R1年 6月	4 R2年 6月	1 R1年 6月	2 R2年 6月	3 R1年 6月	4 R2年 6月	1 R1年 6月	2 R2年 6月	3 R1年 6月	4 R2年 6月	1 R1年 6月	2 R2年 6月	3 R1年 6月	4 R2年 6月								
男	A	1,514	1,536	1.5	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	0.2	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	0.2	1,486	1,506	1.3	0.6	1,603	1,623	1.2	0.9			
	B	1,383	1,392	0.7	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	0.9	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	0.9	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	0.9			
	C	1,305	1,322	1.3	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	0.1	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	0.1	1,258	1,287	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	0.1			
	計	1,192	1,202	0.8	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	2.0	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	2.0	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	2.0			
男	計	1,391	1,407	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,772	1,793	1.2	0.6	1,144	1,171	2.4	1.7	1,235	1,250	1.2	0.6	1,359	1,376	1.3	2.2	1,540	1,558	1.2	0.6			
	A	1,772	1,786	0.8	0.9	1,671	1,689	1.1	1.0	1,848	1,865	0.9	0.5	2,256	2,287	1.4	-0.2	1,441	1,448	0.5	1.7	1,539	1,546	0.5	-0.2	1,708	1,715	0.4	3.5	1,882	1,893	0.6	-0.2			
	B	1,665	1,672	0.4	0.4	1,648	1,643	-0.3	0.1	1,759	1,760	0.1	0.7	2,142	2,150	0.4	0.2	1,246	1,270	1.9	-0.1	1,193	1,202	0.8	0.2	1,530	1,547	1.1	1.1	1,885	1,918	1.8	0.2			
	計	1,573	1,588	1.0	0.7	1,573	1,582	0.6	0.7	1,655	1,677	1.3	0.5	1,910	1,955	2.4	-0.3	1,233	1,241	0.6	2.6	1,486	1,496	0.7	-0.3	1,419	1,415	-0.3	3.6	1,526	1,537	0.7	-0.3			
女	A	1,404	1,411	0.5	1.4	1,349	1,369	1.5	1.0	1,497	1,495	-0.1	1.6	1,669	1,712	2.6	1.9	1,157	1,144	-1.1	1.2	1,178	1,179	0.1	1.9	1,310	1,323	1.0	-0.4	1,396	1,431	2.5	1.9			
	計	1,653	1,665	0.7	0.8	1,601	1,612	0.7	0.7	1,739	1,751	0.7	0.7	2,054	2,086	1.6	0.2	1,323	1,332	0.7	1.3	1,396	1,402	0.4	0.2	1,529	1,538	0.6	2.3	1,740	1,758	1.0	0.2			
	A	1,317	1,343	2.0	1.9	1,171	1,191	1.7	1.3	1,340	1,359	1.4	1.8	1,599	1,612	0.8	1.1	1,179	1,219	3.4	1.1	1,265	1,301	2.8	1.1	1,440	1,461	1.5	3.4	1,426	1,450	1.7	1.1			
	計	1,114	1,134	1.8	2.0	1,003	1,017	1.4	1.6	1,110	1,130	1.8	2.8	1,284	1,333	3.8	0.5	1,008	1,041	3.3	2.1	1,112	1,110	-0.2	0.5	1,228	1,238	0.8	2.1	1,162	1,183	1.8	0.5			
女	A	1,054	1,067	1.2	2.4	938	965	2.9	2.3	1,066	1,066	0.0	1.7	1,205	1,222	1.4	1.9	956	973	1.8	3.4	938	951	1.4	1.9	1,175	1,193	1.5	2.8	1,091	1,105	1.3	1.9			
	計	1,201	1,220	1.6	1.9	1,070	1,086	1.5	1.6	1,210	1,223	1.1	1.9	1,464	1,480	1.1	1.3	1,087	1,119	2.9	2.0	1,144	1,163	1.7	1.3	1,322	1,340	1.4	2.3	1,271	1,291	1.6	1.3			

【訂正前】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(男女別内訳)

性 ランク	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業(他に分類されないもの)					
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率													
	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月														
男	1,589	1,611	1.4	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)																
女	1,458	1,464	0.4	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)																
計	1,359	1,380	1.5	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)																
計	1,230	1,241	0.9	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)																
計	1,455	1,472	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,770	1,790	1.1	(0.6)	1,132	1,158	2.3	1.7	1,247	1,262	1.2	(0.6)	1,367	1,384	1.2	2.2	1,540	1,556	1.2	(0.6)																
男	1,856	1,874	1.0	0.9	1,671	1,689	1.1	1.0	1,848	1,865	0.9	0.5	2,256	2,287	1.4	(-0.2)	1,441	1,448	0.5	1.7	1,539	1,546	0.5	(-0.2)	1,708	1,715	0.4	3.5	1,882	1,893	0.6	(-0.2)																
女	1,763	1,769	0.3	0.4	1,648	1,643	-0.3	0.1	1,759	1,760	0.1	0.7	2,142	2,150	0.4	(0.2)	1,246	1,270	1.9	-0.1	1,193	1,202	0.8	(0.2)	1,530	1,547	1.1	1.1	1,885	1,918	1.8	(0.2)																
計	1,637	1,657	1.2	0.7	1,573	1,582	0.6	0.7	1,655	1,677	1.3	0.5	1,910	1,955	2.4	(-0.3)	1,233	1,241	0.6	2.6	1,486	1,496	0.7	(-0.3)	1,419	1,415	-0.3	3.6	1,526	1,537	0.7	(-0.3)																
男	1,462	1,472	0.7	1.4	1,349	1,369	1.5	1.0	1,497	1,495	-0.1	1.6	1,669	1,712	2.6	(1.9)	1,157	1,144	-1.1	1.2	1,178	1,179	0.1	(1.9)	1,310	1,323	1.0	-0.4	1,396	1,431	2.5	(1.9)																
女	1,730	1,745	0.9	0.8	1,601	1,612	0.7	0.7	1,739	1,751	0.7	0.7	2,053	2,085	1.6	(0.2)	1,310	1,318	0.6	1.3	1,409	1,416	0.5	(0.2)	1,541	1,550	0.6	2.3	1,740	1,758	1.0	(0.2)																
計	1,355	1,379	1.8	1.9	1,171	1,191	1.7	1.3	1,340	1,359	1.4	1.8	1,599	1,612	0.8	(1.1)	1,179	1,219	3.4	1.1	1,265	1,301	2.8	(1.1)	1,440	1,461	1.5	3.4	1,426	1,450	1.7	(1.1)																
男	1,199	1,209	0.8	1.7	1,060	1,066	0.6	1.6	1,210	1,214	0.3	1.4	1,401	1,392	-0.6	(1.9)	1,060	1,082	2.1	3.2	1,069	1,082	1.2	(1.9)	1,322	1,342	1.5	0.4	1,269	1,281	0.9	(1.9)																
女	1,116	1,141	2.2	2.0	1,003	1,017	1.4	1.6	1,110	1,130	1.8	2.8	1,284	1,333	3.8	(0.5)	1,008	1,041	3.3	2.1	1,112	1,110	-0.2	(0.5)	1,228	1,238	0.8	2.1	1,162	1,183	1.8	(0.5)																
計	1,047	1,060	1.2	2.4	938	965	2.9	2.3	1,066	1,066	0.0	1.7	1,205	1,222	1.4	(1.9)	956	973	1.8	3.4	938	951	1.4	(1.9)	1,175	1,193	1.5	2.8	1,091	1,105	1.3	(1.9)																
計	1,220	1,240	1.6	1.9	1,070	1,086	1.5	1.6	1,210	1,223	1.1	1.9	1,461	1,476	1.0	(1.3)	1,076	1,106	2.8	2.0	1,154	1,175	1.8	(1.3)	1,330	1,348	1.4	2.3	1,271	1,291	1.6	(1.3)																

【訂正後】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門、技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率													
	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月														
一般 パート 計	A	1,514	1,536	1.5	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)															
	B	1,383	1,392	0.7	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)															
	C	1,305	1,322	1.3	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)															
	D	1,192	1,202	0.8	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)															
計	1,391	1,407	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,772	1,793	1.2	(0.6)	1,144	1,171	2.4	1.7	1,235	1,250	1.2	(0.6)	1,359	1,376	1.3	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)																
一般	A	1,747	1,771	1.4	1.0	1,663	1,681	1.1	0.9	1,803	1,828	1.4	0.9	2,024	2,039	0.7	(-0.2)	1,587	1,602	0.9	0.4	1,574	1,607	2.1	(-0.2)	1,597	1,628	1.9	3.2	1,861	1,877	0.9	(-0.2)															
	B	1,659	1,666	0.4	0.7	1,597	1,591	-0.4	0.2	1,727	1,727	0.0	0.8	1,970	1,980	0.5	(0.6)	1,498	1,521	1.5	0.8	1,386	1,403	1.2	(0.6)	1,493	1,516	1.5	1.3	1,820	1,852	1.8	(0.6)															
	C	1,525	1,539	0.9	0.9	1,528	1,540	0.8	0.8	1,642	1,659	1.0	0.6	1,760	1,806	2.6	(0.4)	1,294	1,308	1.1	1.5	1,476	1,474	-0.1	(0.4)	1,360	1,363	0.2	2.7	1,467	1,479	0.8	(0.4)															
	D	1,347	1,357	0.7	1.8	1,266	1,284	1.4	1.1	1,457	1,455	-0.1	1.1	1,544	1,567	1.5	(2.5)	1,144	1,137	-0.6	3.9	1,171	1,170	-0.1	(2.5)	1,294	1,307	1.0	1.9	1,337	1,368	2.3	(2.5)															
計	1,616	1,631	0.9	1.0	1,558	1,567	0.6	0.7	1,703	1,716	0.8	0.9	1,889	1,909	1.1	(0.5)	1,431	1,444	0.9	0.8	1,459	1,475	1.1	(0.5)	1,450	1,469	1.3	2.3	1,686	1,707	1.2	(0.5)																
パート	A	1,201	1,220	1.6	1.8	1,105	1,125	1.8	1.1	1,220	1,221	0.1	0.8	1,271	1,321	3.9	(2.4)	1,128	1,165	3.3	1.7	1,084	1,103	1.8	(2.4)	1,394	1,405	0.8	3.3	1,173	1,189	1.4	(2.4)															
	B	1,060	1,072	1.1	1.1	967	981	1.4	1.9	1,090	1,094	0.4	0.3	1,216	1,158	-4.8	(2.8)	1,005	1,028	2.3	2.4	982	993	1.1	(2.8)	1,203	1,218	1.2	-0.8	1,106	1,099	-0.6	(2.8)															
	C	998	1,019	2.1	1.8	976	986	1.0	1.5	985	1,004	1.9	2.6	1,073	1,107	3.2	(-1.8)	957	992	3.7	2.7	1,000	996	-0.4	(-1.8)	1,099	1,115	1.5	1.7	1,025	1,062	3.6	(-1.8)															
	D	959	972	1.4	2.5	899	918	2.1	2.2	969	969	0.0	3.6	1,195	1,211	1.3	(-1.3)	936	958	2.4	2.2	871	890	2.2	(-1.3)	1,020	1,043	2.3	3.0	1,015	1,002	-1.3	(-1.3)															
計	1,090	1,108	1.7	1.8	1,016	1,033	1.7	1.5	1,088	1,096	0.7	1.3	1,212	1,227	1.2	(1.2)	1,042	1,074	3.1	2.2	1,009	1,021	1.2	(1.2)	1,250	1,264	1.1	2.1	1,098	1,109	1.0	(1.2)																

【訂正前】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率								
	R1年 6月	R2年 6月	1年 6月	R1年 6月	R2年 6月	1年 6月	R1年 6月	R2年 6月	1年 6月	R1年 6月	R2年 6月	1年 6月	R1年 6月	R2年 6月	1年 6月	R1年 6月	R2年 6月	1年 6月	R1年 6月	R2年 6月	1年 6月	R1年 6月	R2年 6月	1年 6月	R1年 6月	R2年 6月	1年 6月	R1年 6月	R2年 6月	1年 6月	R1年 6月	R2年 6月	1年 6月	R1年 6月	R2年 6月	1年 6月												
一般 パート 計	A	1,589	1,611	1.4	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)															
	B	1,458	1,464	0.4	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)															
	C	1,359	1,380	1.5	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)															
一般 計	D	1,230	1,241	0.9	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)															
	計	1,455	1,472	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,770	1,790	1.1	(0.6)	1,132	1,158	2.3	1.7	1,247	1,262	1.2	(0.6)	1,367	1,384	1.2	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)															
	A	1,816	1,838	1.2	1.0	1,663	1,681	1.1	0.9	1,803	1,828	1.4	0.9	2,024	2,039	0.7	(-0.2)	1,587	1,602	0.9	0.4	1,574	1,607	2.1	(-0.2)	1,597	1,628	1.9	3.2	1,861	1,877	0.9	(-0.2)															
一般 計	B	1,734	1,740	0.3	0.7	1,597	1,591	-0.4	0.2	1,727	1,727	0.0	0.8	1,970	1,980	0.5	(0.6)	1,498	1,521	1.5	0.8	1,386	1,403	1.2	(0.6)	1,493	1,516	1.5	1.3	1,820	1,852	1.8	(0.6)															
	C	1,584	1,605	1.3	0.9	1,528	1,540	0.8	0.8	1,642	1,659	1.0	0.6	1,760	1,806	2.6	(0.4)	1,294	1,308	1.1	1.5	1,476	1,474	-0.1	(0.4)	1,360	1,363	0.2	2.7	1,467	1,479	0.8	(0.4)															
	D	1,392	1,404	0.9	1.8	1,266	1,284	1.4	1.1	1,457	1,455	-0.1	1.1	1,544	1,567	1.5	(2.5)	1,144	1,137	-0.6	3.9	1,171	1,170	-0.1	(2.5)	1,294	1,307	1.0	1.9	1,337	1,368	2.3	(2.5)															
パート 計	計	1,684	1,700	1.0	1.0	1,558	1,567	0.6	0.7	1,703	1,716	0.8	0.9	1,888	1,908	1.1	(0.5)	1,408	1,420	0.9	0.8	1,470	1,487	1.2	(0.5)	1,459	1,479	1.4	2.3	1,686	1,707	1.2	(0.5)															
	A	1,192	1,214	1.8	1.8	1,105	1,125	1.8	1.1	1,220	1,221	0.1	0.8	1,271	1,321	3.9	(2.4)	1,128	1,165	3.3	1.7	1,084	1,103	1.8	(2.4)	1,394	1,405	0.8	3.3	1,173	1,189	1.4	(2.4)															
	B	1,067	1,073	0.6	1.1	967	981	1.4	1.9	1,090	1,094	0.4	0.3	1,216	1,158	-4.8	(2.8)	1,005	1,028	2.3	2.4	982	983	1.1	(2.8)	1,203	1,218	1.2	-0.8	1,106	1,099	-0.6	(2.8)															
パート 計	C	993	1,016	2.3	1.8	976	986	1.0	1.5	985	1,004	1.9	2.6	1,073	1,107	3.2	(-1.8)	957	992	3.7	2.7	1,000	996	-0.4	(-1.8)	1,099	1,115	1.5	1.7	1,025	1,062	3.6	(-1.8)															
	D	966	976	1.0	2.5	899	918	2.1	2.2	969	969	0.0	3.6	1,195	1,211	1.3	(-1.3)	936	958	2.4	2.2	871	890	2.2	(-1.3)	1,020	1,043	2.3	3.0	1,015	1,002	-1.3	(-1.3)															
	計	1,084	1,102	1.7	1.8	1,016	1,033	1.7	1.5	1,088	1,096	0.7	1.3	1,212	1,224	1.0	(1.2)	1,033	1,064	3.0	2.2	1,015	1,027	1.2	(1.2)	1,259	1,273	1.1	2.1	1,098	1,109	1.0	(1.2)															

令和2年調査結果

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

【訂正後】

1 パートタイム労働者比率

	令和元年	令和2年
	42.8	44.1

	令和元年	令和2年
	38.1	39.4

【訂正前】

1 パートタイム労働者比率

2 男女別労働者数比率

	令和元年	令和2年
男性	42.0	41.9
女性	58.0	58.1

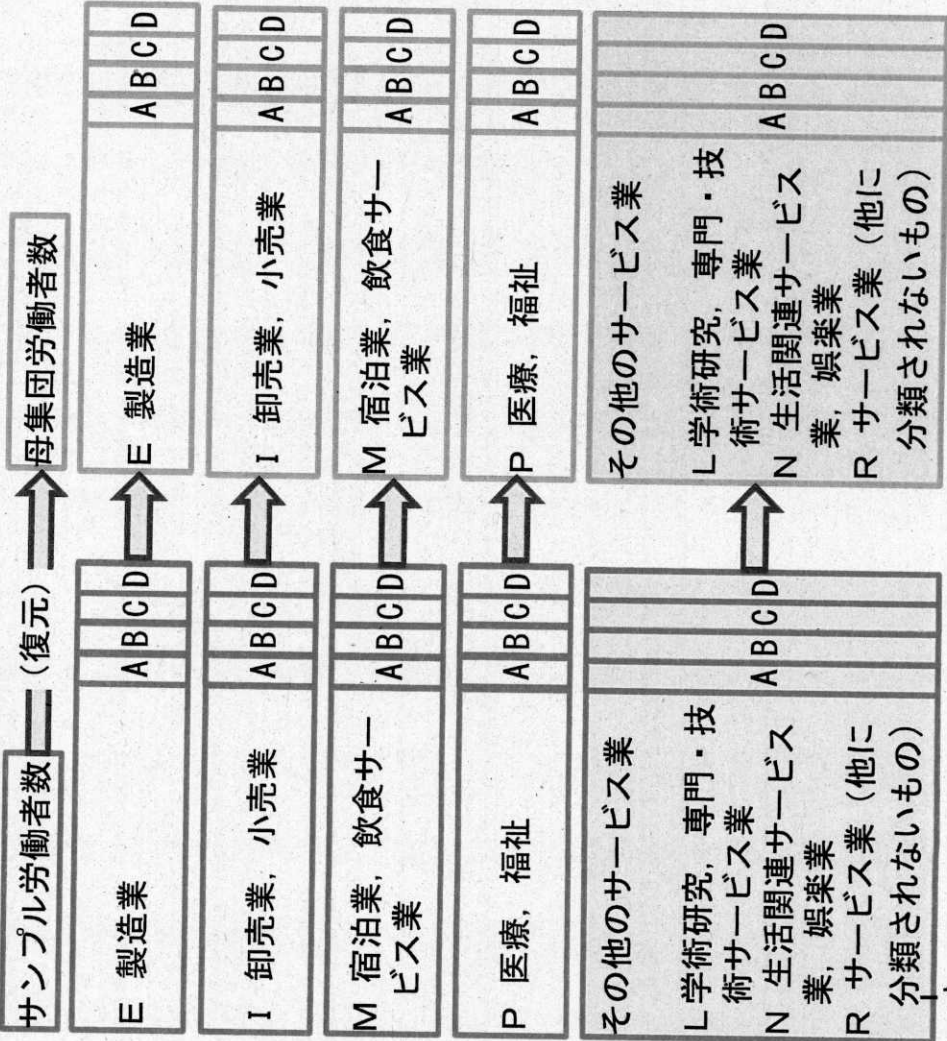
2 男女別労働者数比率

	令和元年	令和2年
男性	46.1	45.8
女性	53.9	54.2

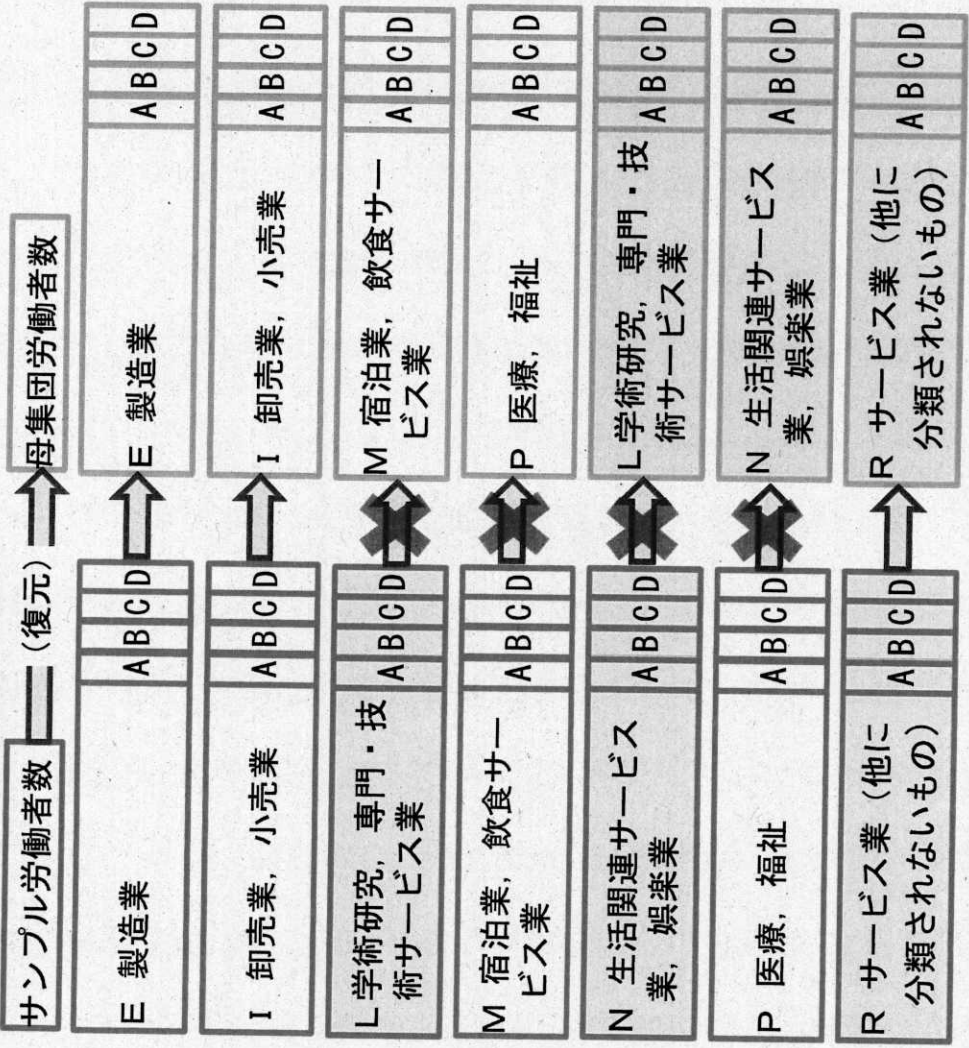
賃金改定状況調査の集計誤りについて

- 賃金改定状況調査の集計に当たっては、産業、ランク別のサンプル労働者数を、母集団労働者数に還元して集計を行っている。
- 令和2年調査より、それまで「その他のサービス業」として集計していた「L 学術研究, 専門・技術サービス業」、「N 生活関連サービス業, 娯楽業」及び「R サービス業(他に分類されないもの)」を分けて集計することとし、集計プログラムの改修を行った際、一部の産業で別の産業の母集団労働者数を用いるという誤った改修を行ったため、集計値に誤りが生じた。

令和元年まで



令和2年、令和3年



(アルファベット順)

(令和元年までと同じ順番)

月例経済報告

(令和3年6月)

—景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。—

先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

令和3年6月24日

内閣府

	5 月月例	6 月月例
基調判断	<p>景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。</p> <p>先行きについては、感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。</p>	<p>景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。</p> <p>先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。</p>
政策態度	<p>政府は、東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症の感染対策に万全を期す中で、雇用の確保と事業の継続を通じて、国民の命と暮らしを守り抜く。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に対しては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、10都道府県を対象に緊急事態措置、9県を対象にまん延防止等重点措置を実施しているところであり、引き続き、感染拡大の抑制を最優先に対策を徹底するとともに、経済への影響に対しては、重点的・効果的な支援に万全を期す。さらに、成長分野への民間投資を大胆に呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の成長軌道の実現につなげる。政府は、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算を迅速かつ適切に執行するとともに、引き続き、感染状況や経済的な影響を注視しながら、予備費も活用して機動的に必要な支援策を講じていく。</p> <p>感染症対策、ワクチン接種に最優先に取り組みながら、ポストコロナも見据え、グリーン、デジタル、地方の所得向上など、強い経済をつくり上げ、さらに、少子化対策など長年の課題にも答えを出すべく、6月を目標に、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等を取りまとめる。</p> <p>日本銀行においては、企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。</p>	<p>政府は、東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症の感染対策に万全を期す中で、雇用の確保と事業の継続を通じて、国民の命と暮らしを守り抜く。あわせて、グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策の4つの課題に重点的な投資を行い、長年の課題に答えを出し、力強い成長を実現するため、6月18日に、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等を閣議決定した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に対しては、6月20日に緊急事態措置の区域から9都道府県を除外し、沖縄県を対象に緊急事態措置、10都道府県を対象にまん延防止等重点措置を実施している。引き続き、ワクチン接種の迅速な実行、感染拡大の抑制を最優先に対策を徹底するとともに、経済への影響に対しては、重点的・効果的な支援に万全を期す。さらに、成長分野への民間投資を大胆に呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の成長軌道の実現につなげる。政府は、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算を迅速かつ適切に執行する。引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。</p> <p>日本銀行においては、6月18日、引き続き企業等の資金繰りを支援していく観点から、新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラムの延長を決定した。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。</p>

	5 月月例	6 月月例
個人消費	このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている	このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている
設備投資	持ち直している	持ち直している
住宅建設	おおむね横ばいとなっている	底堅い動きとなっている
公共投資	高水準で底堅く推移している	高水準で底堅く推移している
輸出	緩やかな増加が続いている	緩やかな増加が続いている
輸入	持ち直しの動きがみられる	持ち直しの動きがみられる
貿易・サービス収支	黒字となっている	おおむね均衡している
生産	持ち直している	持ち直している
企業収益	感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直している	感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直している
業況判断	厳しさが残るなかで、持ち直しの動きに足踏みがみられる	厳しさが残るなかで、持ち直しの動きに足踏みがみられる
倒産件数	減少している	減少している
雇用情勢	感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、雇用者数等の動きに底堅さもみられる	感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、雇用者数等の動きに底堅さもみられる
国内企業物価	緩やかに上昇している	上昇している
消費者物価	横ばいとなっている	横ばいとなっている

(注) 下線部は先月から変更した部分。

月例経済報告

令和3年6月

総論

(我が国経済の基調判断)

景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。

- ・個人消費は、このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている。
- ・設備投資は、持ち直している。
- ・輸出は、緩やかな増加が続いている。
- ・生産は、持ち直している。
- ・企業収益は、感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直している。企業の業況判断は、厳しさが残るなかで、持ち直しの動きに足踏みがみられる。
- ・雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、雇用者数等の動きに底堅さもみられる。
- ・消費者物価は、横ばいとなっている。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

(政策の基本的態度)

政府は、東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症の感染対策に万全を期す中で、雇用の確保と事業の継続を通じて、国民の命と暮らしを守り抜く。あわせて、グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策の4つの課題に重点的な投資を行い、長年の課題に答えを出し、力強い成長を実現するため、6月18日に、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等を閣議決定した。

新型コロナウイルス感染症に対しては、6月20日に緊急事態措置の区域から9都道府県を除外し、沖縄県を対象に緊急事態措置、10都道府県を対象にまん延防止等重点措置を実施している。引き続き、ワクチン接種の迅速な実行、感染拡大の抑制を最優先に対策を徹底するとともに、経済への影響に対しては、重点的・効果的な支援に万全を期す。さらに、成長分野への民間投資を大胆に呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の成長軌道の実現につなげる。政府は、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算を迅速かつ適切に執行する。引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

日本銀行においては、6月18日、引き続き企業等の資金繰りを支援していく観点から、新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラムの延長を決定した。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

1. 消費・投資等の需要動向

個人消費は、このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている。

需要側統計（「家計調査」等）と供給側統計（鉱工業出荷指数等）を合成した消費総合指数は、4月は前月比0.8%減となった。個別の指標について最近の動きをみると、「家計調査」（4月）では、実質消費支出は前月比0.1%増となった。販売側の統計をみると、「商業動態統計」（4月）では、小売業販売額は前月比4.6%減となった。

消費動向の背景をみると、実質総雇用者所得は持ち直しの動きがみられる。一方、消費者マインドはこのところ持ち直しの動きに足踏みがみられる。

さらに、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、家電販売は、おおむね横ばいとなっている。新車販売台数は、供給面の影響により、弱含んでいる。旅行は、極めて低い水準が続くなか、弱い動きとなっている。外食は、緊急事態宣言等の影響により、このところ弱い動きとなっている。

こうしたことを踏まえると、個人消費は、このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じるなかで、持ち直しに向かうことが期待されるが、感染の動向による影響に十分注意する必要がある。

設備投資は、持ち直している。

設備投資は、持ち直している。需要側統計である「法人企業統計季報」（1-3月期調査、含むソフトウェア）でみると、2021年1-3月期は前期比0.4%減となった。業種別にみると、製造業は同0.5%増、非製造業は同0.9%減となった。

機械設備投資の供給側統計である資本財総供給（国内向け出荷及び輸入）は、このところ増加している。ソフトウェア投資は、おおむね横ばいとなっている。

「日銀短観」（3月調査）及び「法人企業景気予測調査」（4-6月期調査）によると、全産業の2021年度設備投資計画は、増加が見込まれている。「日銀短観」による企業の設備判断は、製造業を中心に依然過剰感が残るものの、改善している。先行指標をみると、機械受注は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。建築工事費予定額は、持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、不透明感が残るものの、成長分野への対応等を背景に、機械投資を中心に持ち直し傾向が続くことが期待される。

住宅建設は、底堅い動きとなっている。

住宅建設は、底堅い動きとなっている。持家の着工は、横ばいと

なっている。貸家の着工は、底堅い動きとなっている。分譲住宅の着工は、おおむね横ばいとなっている。総戸数は、4月は前月比0.3%増の年率88.3万戸となった。なお、首都圏のマンション総販売戸数は、このところ持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、底堅く推移していくと見込まれる。

公共投資は、高水準で底堅く推移している。

公共投資は、高水準で底堅く推移している。4月の公共工事出来高は前月比2.1%減、5月の公共工事請負金額は同15.0%増、4月の公共工事受注額は同21.8%増となった。

公共投資の関連予算をみると、国の令和2年度一般会計予算では、補正予算において約2.4兆円の予算措置を講じており、補正後の公共事業関係費は、前年度を上回っている。令和3年度当初予算では、公共事業関係費について、一般会計では前年度当初予算比0.0%増としている。令和3年度地方財政計画では、投資的経費のうち地方単独事業費について、前年度比1.6%増としている。

先行きについては、関連予算の執行により、底堅く推移していくことが見込まれる。

輸出は、緩やかな増加が続いている。輸入は、持ち直しの動きがみられる。貿易・サービス収支は、おおむね均衡している。

輸出は、緩やかな増加が続いている。地域別にみると、アジア向けの輸出は、増加している。アメリカ、EU及びその他地域向けの輸出は、おおむね横ばいとなっている。また、感染症によるインバウンドへの影響については、5月の訪日外客数は、2019年対比99.6%減となった。先行きについては、海外経済が改善するなかで、増加傾向が続くことが期待される。ただし、感染の再拡大による海外経済のリスクに十分注意する必要がある。

輸入は、持ち直しの動きがみられる。地域別にみると、アジア、アメリカ及びEUからの輸入は、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、持ち直しに向かうことが期待されるが、感染の動向による影響に十分注意する必要がある。

貿易・サービス収支は、おおむね均衡している。

4月の貿易収支は、輸入金額が増加したことから、黒字幅が縮小した。また、サービス収支は、赤字幅が拡大した。

2. 企業活動と雇用情勢

生産は、持ち直している。

鉱工業生産は、持ち直している。鉱工業生産指数は、4月は前月比2.9%増となった。鉱工業在庫指数は、4月は前月比0.1%減となった。また、製造工業生産予測調査によると5月は同1.7%減、6月は同5.0%増となることが見込まれている。

業種別にみると、輸送機械は弱含んでいる。生産用機械は増加している。電子部品・デバイス増加している。

生産の先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、半導体不足による影響や海外経済の下振れリスクに十分注意する必要がある。

また、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、第3次産業活動は、このところ個人向けサービス業を中心に弱さがみられ、持ち直しの動きに足踏みがみられる。

企業収益は、感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直している。企業の業況判断は、厳しさが残るなかで、持ち直しの動きに足踏みがみられる。倒産件数は、減少している。

企業収益は、感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直している。「法人企業統計季報」(1-3月期調査)によると、2021年1-3月期の経常利益は、前年比26.0%増、前期比5.6%増となった。業種別にみると、製造業が前年比63.2%増、非製造業が同10.9%増となった。規模別にみると、大・中堅企業が前年比41.2%増、中小企業が同1.6%増となった。

企業の業況判断は、厳しさが残るなかで、持ち直しの動きに足踏みがみられる。「日銀短観」(3月調査)によると、「最近」の業況は、「全規模全産業」で上昇した。6月時点の業況を示す「先行き」は、「最近」に比べやや慎重な見方となっている。また、「景気ウォッチャー調査」(5月調査)の企業動向関連DIによると、現状判断、先行き判断ともに上昇した。

倒産件数は、減少している。4月は477件の後、5月は472件となった。負債総額は、4月は840億円の後、5月は1,686億円となった。

雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、雇用者数等の動きに底堅さもみられる。

完全失業率は、4月は前月比0.2%ポイント上昇し、2.8%となった。労働力人口及び就業者数は減少し、完全失業者数は増加した。

雇用者数は持ち直しの動きがみられる。新規求人数及び有効求人倍率はこのところ横ばい圏内となっている。製造業の残業時間は持ち直している。

賃金をみると、定期給与及び現金給与総額は持ち直しの動きがみられる。これらの結果、実質総雇用者所得は、持ち直しの動きがみられる。

「日銀短観」(3月調査)によると、企業の雇用人員判断は、製造業も不足超に転じ、引き続き全産業で不足超となっている。

加えて、足下の状況については、日次有効求人数や民間の求人動向は持ち直しの動きがみられるものの、水準は依然として低い。

こうしたことを踏まえると、雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、雇用者数等の動きに底堅さもみられる。

先行きについては、底堅く推移することが期待されるが、雇用調整の動き如何によっては弱さが増す恐れもあり、感染症の影響に十分注意する必要がある。

3. 物価と金融情勢

国内企業物価は、上昇している。消費者物価は、横ばいとなっている。

国内企業物価は、上昇している。5月の国内企業物価は、前月比0.7%上昇した。輸入物価（円ベース）は、上昇している。

企業向けサービス価格の基調を「国際運輸を除くベース」で見ると、横ばいとなっている。

消費者物価の基調を「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」で見ると、政策等による特殊要因を除くベースで、横ばいとなっている。5月は、前月比では、連鎖基準、固定基準ともに0.1%上昇した。前年比では、連鎖基準で0.6%下落し、固定基準で0.2%下落した。ただし、政策等による特殊要因を除くと、前月比では連鎖基準で0.1%上昇し、前年比では連鎖基準で0.4%上昇した（内閣府試算）。

「生鮮食品を除く総合」（いわゆる「コア」）は、政策等による特殊要因を除くベースで、このところ緩やかに上昇している。5月は、前月比では、連鎖基準、固定基準ともに0.2%上昇した。ただし、政策等による特殊要因を除くと、前月比では連鎖基準で0.2%上昇した（内閣府試算）。

物価の上昇を予想する世帯の割合を「消費動向調査」（二人以上の世帯）で見ると、5月は前月比1.1%ポイント下落し、74.9%となった。

先行きについては、消費者物価（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）は、政策等による特殊要因を除くベースで、横ばい圏内で推移することが見込まれる。

株価（日経平均株価）は、28,500円台から29,400円台まで上昇した後、28,000円台まで下落し、その後28,800円台まで上昇した。対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、109円台から110円台まで円安方向に推移した。

株価（日経平均株価）は、28,500円台から29,400円台まで上昇した後、28,000円台まで下落し、その後28,800円台まで上昇した。

対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、109円台から110円台まで円安方向に推移した。

短期金利についてみると、無担保コールレート（オーバーナイト物）は、-0.01%台から-0.04%台で推移した。ユーロ円金利（3ヶ月物）は、-0.0%台で推移した。長期金利（10年物国債利回り）は、0.0%台で推移した。

企業金融については、企業の資金繰り状況は改善しているものの、宿泊・飲食サービスなどでは依然厳しさがみられる。社債と国債との流通利回りスプレッドは、総じて横ばいとなっている。金融機関の貸出平残（全国銀行）は、前年比2.2%（5月）増加した。

マネタリーベースは、前年比 22.4% (5月) 増加した。M2は、前年比 7.9% (5月) 増加した。

(※ 5/27～6/22の動き)

4. 海外経済

世界の景気は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直している。

先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、感染の再拡大によるリスクに十分留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

アメリカでは、景気は依然として厳しい状況にあるが、着実に持ち直している。

先行きについては、着実な持ち直しが続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

2021年1-3月期のGDP成長率(第2次推計値)は、個人消費や設備投資が増加したことなどから、前期比で1.6%増(年率6.4%増)となった。

足下をみると、消費は着実に持ち直している。設備投資は緩やかに増加している。住宅着工は緩やかに増加している。

生産は足踏みがみられる。非製造業景況感は堅調に推移している。雇用面では、雇用者数は増加しており、失業率はやや低下している。物価面では、コア物価上昇率は上昇している。貿易面では、財輸出は持ち直している。

6月15～16日に開催された連邦公開市場委員会(FOMC)では、政策金利の誘導目標水準を0.00%から0.25%の範囲で据え置くことが決定された。

アジア地域については、中国では、景気は緩やかに回復している。

先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。インドネシアでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、下げ止まっている。インドでは、景気は厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大により、持ち直しに足踏みがみられる。ただし、足下の感染の再拡大が経済活動に与える影響によっては、景気が下振れするリスクがある。

中国では、景気は緩やかに回復している。2021年1-3月期のGDP成長率は、前年同期比で18.3%増となった。消費は緩やかに持ち直している。固定資産投資は持ち直している。輸出は着実に増加している。生産はこのところ伸びがやや低下している。消費者物価上昇率はやや高まっている。

韓国では、景気は持ち直している。2021年1－3月期のGDP成長率は、前期比で1.7%増（年率7.1%増）となった。台湾では、景気は回復している。2021年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で8.9%増となった。

インドネシアでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、下げ止まっている。2021年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比でそれぞれ0.7%減、2.6%減となった。

インドでは、景気は厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大により、持ち直しに足踏みがみられる。2021年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で1.6%増となった。

ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。ドイツにおいても、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。先行きについては、経済活動の再開が段階的に進められるなかで、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、圏内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

英国では、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

ユーロ圏では、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。2021年1－3月期のGDP成長率は、前期比で0.3%減（年率1.3%減）となった。消費は弱い動きとなっているが、一部に持ち直しの動きがみられる。機械設備投資は持ち直している。生産はこのところ横ばいとなっている。サービス業景況感は持ち直しの動きがみられる。輸出は足踏みがみられる。失業率は横ばいとなっている。コア物価上昇率はこのところ低下している。

ドイツにおいても、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。2021年1－3月期のGDP成長率は、前期比で1.8%減（年率7.0%減）となった。

英国では、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。2021年1－3月期のGDP成長率は、前期比で1.5%減（年率5.9%減）となった。消費は持ち直しの動きがみられる。設備投資は下げ止まりの兆しがみられる。生産は持ち直している。サービス業景況感は堅調に推移している。輸出は持ち直しの動きがみられる。失業率は低下している。コア物価上昇率はこのところ上昇している。

欧州中央銀行は、6月10日の理事会で、政策金利を0.00%で据え置くことを決定した。イングランド銀行は、5月5日の金融政策委員会で、政策金利を0.10%で据え置くことを決定した。

国際金融情勢等

金融情勢をみると、世界の主要な株価は、アメリカ、英国、ドイツ及び中国ではおおむね横ばいで推移した。短期金利についてみると、ユーロドル金利（3か月物）は、おおむね横ばいで推移した。主要国の長期金利は、アメリカ、英国及びドイツではおおむね横ばいで推移した。ドルは、ユーロに対して増価、ポンド及び円に対してやや増価した。原油価格（WTI）は大幅に上昇した。金価格は下落した。

月例経済報告

(令和3年7月)

—景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。—

先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

令和3年7月19日

内閣府

	6月月例	7月月例
基調判断	<p>景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。</p> <p>先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。</p>	<p>景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。</p> <p>先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。</p>
政策態度	<p>政府は、東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症の感染対策に万全を期す中で、雇用の確保と事業の継続を通じて、国民の命と暮らしを守り抜く。あわせて、グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策の4つの課題に重点的な投資を行い、長年の課題に答えを出し、力強い成長を実現するため、6月18日に、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等を閣議決定した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に対しては、6月20日に緊急事態措置の区域から9都道府県を除外し、沖縄県を対象に緊急事態措置、10都道府県を対象にまん延防止等重点措置を実施している。引き続き、ワクチン接種の迅速な実行、感染拡大の抑制を最優先に対策を徹底するとともに、経済への影響に対しては、重点的・効果的な支援に万全を期す。さらに、成長分野への民間投資を大胆に呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の成長軌道の実現につなげる。政府は、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算を迅速かつ適切に執行する。引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。</p> <p>日本銀行においては、6月18日、引き続き企業等の資金繰りを支援していく観点から、新型コロナウイルス対応資金繰り支援特別プログラムの延長を決定した。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。</p>	<p>政府は、東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症の感染対策に万全を期す中で、雇用の確保と事業の継続を通じて、国民の命と暮らしを守り抜く。あわせて、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等に基づき、グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策の4つの課題に重点的な投資を行い、長年の課題に答えを出し、力強い成長を実現する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に対しては、2都県を対象に緊急事態措置、4府県を対象にまん延防止等重点措置を実施しているところであり、引き続き、ワクチン接種の迅速な実行、感染拡大の抑制を最優先に対策を徹底するとともに、経済への影響に対しては、重点的・効果的な支援に万全を期す。さらに、成長分野への民間投資を大胆に呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の成長軌道の実現につなげる。政府は、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算を迅速かつ適切に執行する。引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。</p> <p>日本銀行においては、7月16日、金融機関が取り組む気候変動対応投融资をバックファイナンスする新たな資金供給制度の骨子素案を決定した。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。</p>

	6月月例	7月月例
個人消費	このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている	このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている
設備投資	持ち直している	持ち直している
住宅建設	底堅い動きとなっている	底堅い動きとなっている
公共投資	高水準で底堅く推移している	高水準で底堅く推移している
輸出	緩やかな増加が続いている	緩やかな増加が続いている
輸入	持ち直しの動きがみられる	持ち直しの動きがみられる
貿易・サービス収支	おおむね均衡している	おおむね均衡している
生産	持ち直している	持ち直している
企業収益	感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直している	感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直している
業況判断	厳しさが残るなかで、持ち直しの動きに足踏みがみられる	一部に厳しさが残るものの、持ち直しの動きがみられる
倒産件数	減少している	減少している
雇用情勢	感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、雇用者数等の動きに底堅さもみられる	感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、求人等の動きに底堅さもみられる
国内企業物価	上昇している	上昇している
消費者物価	横ばいとなっている	横ばいとなっている

(注) 下線部は先月から変更した部分。

月例経済報告

令和3年7月

総論

(我が国経済の基調判断)

景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。

- ・個人消費は、このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている。
- ・設備投資は、持ち直している。
- ・輸出は、緩やかな増加が続いている。
- ・生産は、持ち直している。
- ・企業収益は、感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直している。企業の業況判断は、一部に厳しさは残るものの、持ち直しの動きがみられる。
- ・雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、求人等の動きに底堅さもみられる。
- ・消費者物価は、横ばいとなっている。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

(政策の基本的態度)

政府は、東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症の感染対策に万全を期す中で、雇用の確保と事業の継続を通じて、国民の命と暮らしを守り抜く。あわせて、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等に基づき、グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策の4つの課題に重点的な投資を行い、長年の課題に答えを出し、力強い成長を実現する。

新型コロナウイルス感染症に対しては、2都県を対象に緊急事態措置、4府県を対象にまん延防止等重点措置を実施しているところであり、引き続き、ワクチン接種の迅速な実行、感染拡大の抑制を最優先に対策を徹底するとともに、経済への影響に対しては、重点的・効果的な支援に万全を期す。さらに、成長分野への民間投資を大胆に呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の成長軌道の実現につなげる。政府は、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算を迅速かつ適切に執行する。引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

日本銀行においては、7月16日、金融機関が取り組む気候変動対応投融資をバックファイナンスする新たな資金供給制度の骨子素案を決定した。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

1. 消費・投資等の需要動向

個人消費は、このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている。

需要側統計（「家計調査」等）と供給側統計（鉱工業出荷指数等）を合成した消費総合指数は、5月は前月比1.9%減となった。個別の指標について最近の動きをみると、「家計調査」（5月）では、実質消費支出は前月比2.1%減となった。販売側の統計をみると、「商業動態統計」（5月）では、小売業販売額は前月比0.3%減となった。

消費動向の背景をみると、実質総雇用者所得は持ち直しの動きがみられる。また、消費者マインドはこのところ持ち直しの動きがみられる。

さらに、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、家電販売は、おおむね横ばいとなっている。新車販売台数は、供給面の影響により、弱含んでいる。旅行は、極めて低い水準が続くなか、弱い動きとなっている。外食は、緊急事態宣言等の影響により、このところ弱い動きとなっている。

こうしたことを踏まえると、個人消費は、このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じるなかで、持ち直しに向かうことが期待されるが、感染の動向による影響に十分注意する必要がある。

設備投資は、持ち直している。

設備投資は、持ち直している。需要側統計である「法人企業統計季報」（1-3月期調査、含むソフトウェア）でみると、2021年1-3月期は前期比0.4%減となった。業種別にみると、製造業は同0.5%増、非製造業は同0.9%減となった。

機械設備投資の供給側統計である資本財総供給（国内向け出荷及び輸入）は、このところ増加している。ソフトウェア投資は、おおむね横ばいとなっている。

「日銀短観」（6月調査）によると、全産業の2021年度設備投資計画は、増加が見込まれている。「日銀短観」による企業の設備判断は、依然過剰感が残るものの、改善している。先行指標をみると、機械受注は、持ち直しの動きがみられる。建築工事費予定額は、持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、不透明感が残るものの、成長分野への対応等を背景に、機械投資を中心に持ち直し傾向が続くことが期待される。

住宅建設は、底堅い動きとなっている。

住宅建設は、底堅い動きとなっている。持家の着工は、横ばいとなっている。貸家の着工は、底堅い動きとなっている。分譲住宅の着工は、おおむね横ばいとなっている。総戸数は、5月は前月比0.9%減の年率87.5万戸となった。なお、首都圏のマンション総販売戸数は、このところ持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、底堅く推移していくと見込まれる。

公共投資は、高水準で底堅く推移している。

公共投資は、高水準で底堅く推移している。4月の公共工事出来高は前月比2.1%減、6月の公共工事請負金額は同1.6%減、5月の公共工事受注額は同7.8%減となった。

公共投資の関連予算をみると、公共事業関係費は、国の令和2年度一般会計予算では、補正予算において約2.4兆円の予算措置を講じており、補正後は前年度を上回っている。また、令和3年度一般会計予算の公共事業関係費は、前年度当初予算比0.0%増としている。さらに、令和3年度地方財政計画では、投資的経費のうち地方単独事業費について、前年度比1.6%増としている。

先行きについては、関連予算の執行により、底堅く推移していくことが見込まれる。

輸出は、緩やかな増加が続いている。輸入は、持ち直しの動きがみられる。貿易・サービス収支は、おおむね均衡している。

輸出は、緩やかな増加が続いている。地域別にみると、アジア向けの輸出は、増加している。アメリカ、EU及びその他地域向けの輸出は、おおむね横ばいとなっている。また、感染症によるインバウンドへの影響については、5月の訪日外客数は、2019年対比99.6%減となった。先行きについては、海外経済が改善するなかで、増加傾向が続くことが期待される。ただし、感染の動向が海外経済に与える影響に注意する必要がある。

輸入は、持ち直しの動きがみられる。地域別にみると、アジア、アメリカ及びEUからの輸入は、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、持ち直しに向かうことが期待されるが、感染の動向による影響に十分注意する必要がある。

貿易・サービス収支は、おおむね均衡している。

5月の貿易収支は、輸出金額が増加したことから、黒字幅が拡大した。また、サービス収支は、赤字幅が縮小した。

2. 企業活動と雇用情勢

生産は、持ち直している。

鉱工業生産は、持ち直している。鉱工業生産指数は、5月は前月比6.5%減となった。鉱工業在庫指数は、5月は前月比1.1%減となった。また、製造工業生産予測調査によると6月は同9.1%増、7月は同1.4%減となるが見込まれている。

業種別にみると、輸送機械は弱含んでいる。生産用機械は増加している。電子部品・デバイスは増加している。

生産の先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、半導体不足による影響や海外経済の下振れリスクに十分注意する必要がある。

また、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、第3次産業活動は、このところ個人向けサービス業を中心に弱さがみられ、持ち直しの動きに足踏みがみられる。

企業収益は、感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直している。企業の業況判断は、一部に厳しさは残るものの、持ち直しの動きがみられる。倒産件数は、減少している。

企業収益は、感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直している。「法人企業統計季報」（1-3月期調査）によると、2021年1-3月期の経常利益は、前年比26.0%増、前期比5.6%増となった。業種別にみると、製造業が前年比63.2%増、非製造業が同10.9%増となった。規模別にみると、大・中堅企業が前年比41.2%増、中小企業が同1.6%増となった。「日銀短観」（6月調査）によると、2021年度の売上高は、上期は前年比5.6%増、下期は同0.3%増が見込まれている。経常利益は、上期は前年比27.8%増、下期は同3.4%減が見込まれている。

企業の業況判断は、一部に厳しさは残るものの、持ち直しの動きがみられる。「日銀短観」（6月調査）によると、「最近」の業況は、「全規模全産業」で上昇した。9月時点の業況を示す「先行き」は、「最近」に比べやや慎重な見方となっている。また、「景気ウォッチャー調査」（6月調査）の企業動向関連DIによると、現状判断、先行き判断ともに上昇した。

倒産件数は、減少している。5月は472件の後、6月は541件となった。負債総額は、5月は1,686億円の後、6月は685億円となった。

雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、求人等の動きに底堅さもみられる。

完全失業率は、5月は前月比0.2%ポイント上昇し、3.0%となった。労働力人口及び就業者数は減少し、完全失業者数は増加した。

雇用者数はこのところ横ばい圏内となっている。新規求人数及び有効求人倍率はこのところ横ばい圏内となっている。製造業の残業時間は持ち直している。

賃金をみると、定期給与及び現金給与総額は持ち直しの動きがみられる。これらの結果、実質総雇用者所得は、持ち直しの動きがみられる。

「日銀短観」（6月調査）によると、企業の雇用人員判断は、不足超となっている。

加えて、足下の状況については、日次有効求人数や民間の求人動

向は、水準は依然として低いものの、持ち直しの動きが続いている。こうしたことを踏まえると、雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、求人等の動きに底堅さもみられる。先行きについては、底堅く推移することが期待されるが、雇用調整の動き如何によっては弱さが増す恐れもあり、感染症の影響に十分注意する必要がある。

3. 物価と金融情勢

国内企業物価は、上昇している。消費者物価は、横ばいとなっている。

国内企業物価は、上昇している。6月の国内企業物価は、前月比0.6%上昇した。輸入物価（円ベース）は、上昇している。

企業向けサービス価格の基調を「国際運輸を除くベース」で見ると、横ばいとなっている。

消費者物価の基調を「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」で見ると、政策等による特殊要因を除くベースで、横ばいとなっている。5月は、前月比では、連鎖基準、固定基準ともに0.1%上昇した。前年比では、連鎖基準で0.6%下落し、固定基準で0.2%下落した。ただし、政策等による特殊要因を除くと、前月比では連鎖基準で0.1%上昇し、前年比では連鎖基準で0.4%上昇した（内閣府試算）。

「生鮮食品を除く総合」（いわゆる「コア」）は、政策等による特殊要因を除くベースで、このところ緩やかに上昇している。5月は、前月比では、連鎖基準、固定基準ともに0.2%上昇した。また、政策等による特殊要因を除くと、前月比では連鎖基準で0.2%上昇した（内閣府試算）。

物価の上昇を予想する世帯の割合を「消費動向調査」（二人以上の世帯）で見ると、6月は前月比5.0%ポイント上昇し、79.9%となった。

先行きについては、消費者物価（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）は、政策等による特殊要因を除くベースで、横ばい圏内で推移することが見込まれる。

株価（日経平均株価）は、29,000円台から27,900円台まで下落した後、28,700円台まで上昇し、その後28,200円台まで下落した。対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、110円台から111円台まで円安方向に推移した後、109円台まで円高方向に推移した。

株価（日経平均株価）は、29,000円台から27,900円台まで下落した後、28,700円台まで上昇し、その後28,200円台まで下落した。

対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、110円台から111円台まで円安方向に推移した後、109円台まで円高方向に推移した。

短期金利についてみると、無担保コールレート（オーバーナイト物）は、-0.02%台から-0.05%台で推移した。ユーロ円金利（3ヶ月物）は、-0.0%台で推移した。長期金利（10年物国債利回り）は、0.0%台で推移した。

企業金融については、企業の資金繰り状況は改善しているものの、宿泊・飲食サービスなどでは依然厳しさがみられる。社債と国債との流通利回りスプレッドは、総じて横ばいとなっている。金融機関の貸出平残（全国銀行）は、前年比0.8%（6月）増加した。

マネタリーベースは、前年比19.1%（6月）増加した。M2は、前年比5.9%（6月）増加した。

（※ 6/25～7/15の動き）

4. 海外経済

世界の景気は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直している。

先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

アメリカでは、景気は依然として厳しい状況にあるが、着実に持ち直している。

先行きについては、着実な持ち直しが続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

2021年1～3月期のGDP成長率（第3次推計値）は、個人消費や設備投資が増加したことなどから、前期比で1.6%増（年率6.4%増）となった。

足下をみると、消費は着実に持ち直している。設備投資は緩やかに増加している。住宅着工は緩やかに増加している。

生産は足踏みがみられる。非製造業景況感は堅調に推移している。雇用面では、雇用者数は増加しており、失業率はやや低下している。物価面では、コア物価上昇率は上昇している。貿易面では、財輸出は持ち直している。

6月15～16日に開催された連邦公開市場委員会（FOMC）では、政策金利の誘導目標水準を0.00%から0.25%の範囲で据え置くことが決定された。

アジア地域については、中国では、景気は緩やかに回復している。

先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。インドネシアでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、下げ止まっている。インドでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。ただし、足下の感染の再拡大が経済活動に与える影響によっては、景気が下振れするリスクがある。

中国では、景気は緩やかに回復している。2021年4～6月期のG

D P成長率は、前年同期比で7.9%増となった。消費は緩やかに持ち直している。固定資産投資は持ち直している。輸出は着実に増加している。生産は伸びがやや低下している。消費者物価上昇率はやや高まっている。

韓国では、景気は持ち直している。2021年1－3月期のGDP成長率は、前期比で1.7%増（年率7.1%増）となった。台湾では、景気は回復している。2021年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で8.9%増となった。

インドネシアでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、下げ止まっている。2021年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比でそれぞれ0.7%減、2.6%減となった。

インドでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。2021年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で1.6%増となった。

ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。ドイツにおいても、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、圏内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

英国では、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、感染の再拡大によるリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

ユーロ圏では、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。2021年1－3月期のGDP成長率は、前期比で0.3%減（年率1.3%減）となった。消費は持ち直しの動きがみられる。機械設備投資は持ち直している。生産はこのところ横ばいとなっている。サービス業景況感は堅調に推移している。輸出は足踏みがみられる。失業率はこのところ低下している。コア物価上昇率はこのところ横ばいとなっている。

ドイツにおいても、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。2021年1－3月期のGDP成長率は、前期比で1.8%減（年率7.0%減）となった。

英国では、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。2021年1－3月期のGDP成長率は、前期比で1.6%減（年率6.2%減）となった。消費は持ち直しの動きがみられる。設備投資は下げ止まりの兆しがみられる。生産は持ち直している。サービス業景況感は堅調に推移している。輸出は持ち直している。失業率は低下している。コア物価上昇率は上昇している。

欧州中央銀行は、6月10日の理事会で、政策金利を0.00%で据え置くことを決定した。イングランド銀行は、6月23日の金融政策委員会で、政策金利を0.10%で据え置くことを決定した。

国際金融情勢等

金融情勢をみると、世界の主要な株価は、アメリカ及びドイツではやや上昇、英国及び中国ではおおむね横ばいで推移した。短期金利についてみると、ユーロドル金利（3か月物）は、おおむね横ばいで推移した。主要国の長期金利は、アメリカ、英国及びドイツではやや低下した。ドルは、ユーロ、ポンド及び円に対しておおむね横ばいで推移した。原油価格（WTI）はおおむね横ばいで推移した。金価格はやや上昇した。

令和3年
福岡県賃金実態調査結果
(地域別最低賃金用)

福岡労働局労働基準部監督課賃金室

目 次

1	調査の概要	1
2	調査対象産業表	4
3	産業別・規模別・地区別 適用事業所及び労働者数	6
4	賃金統計用語の解説について	7
5	令和3年調査結果	
(1)	賃金分布表(1)、賃金分布グラフ(地域最賃対象産業、一般・パート)	8
(2)	賃金分布表(2)(地域最賃対象産業、規模別、全地区)	12
(3)	賃金分布表(3)(地域最賃対象産業、規模別、全地区、パートのみ)	14
(4)	賃金分布表(4)(地域最賃対象産業、地区別、全規模)	16
(5)	賃金分布表(5)(地域最賃対象産業、地区別、全規模、パートのみ)	18
(6)	福岡県最低賃金額と1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移	20
(7)	1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(産業別)	21
(8)	産業別 規模別・地区別 未満率	24
6	最低賃金に関する基礎調査票	25

調査の概要

1 調査目的

本調査は、福岡地方最低賃金審議会における最低賃金の改正及び決定の審議に資するため実施したものである。

2 調査区域

福岡県全域

3 調査対象事業所の産業及び規模

調査の対象は、日本標準産業分類に定める産業のうち、

E (製造業)

常用労働者 100 人未満規模の民営事業所

I (卸売・小売業)

常用労働者 30 人未満規模の民営事業所

M (飲食店、宿泊業)

常用労働者 30 人未満規模の民営事業所

P (医療、福祉)

常用労働者 30 人未満規模の民営事業所

G, K, L, N, R (サービス業)

常用労働者 30 人未満規模の民営事業所

のうち一定の方法により抽出した事業所とした。

4 調査対象期間及び労働者

令和3年6月分の賃金及び労働時間等について調査対象事業所に所属する全労働者について実施した。

但し、30人以上の規模の事業所については全労働者の1/2を調査対象労働者とした。

なお、「パートタイム労働者」とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が、当該事業所における一般的な所定労働時間又は所定労働日数より少ない労働者のことをいう。

5 調査方法及び各調査票の集計方法

調査は2,056事業所に対し、通信調査により実施し、回収した「最低賃金に関する基礎調査票」の回答1,033事業所分についてデータベースソフトを用いて集計を行った。

なお、当調査は一部の事業所を対象としたものであるため、集計に際して

は、地域、産業及び規模別に母集団データを与え、労働者数の復元を行っている。

※ 統計表中の数値は小数点以下を四捨五入しているため、
個々の数値の合計は必ずしも合計欄の数値と一致しない。

6 集計項目

産業別、規模別、地域別及び所定内賃金（時間額）階級別労働者数

最低賃金に関する基礎調査対象産業表(令和3年)

		中 計	明 細		
総計 調査産業計 E・G・I・K・L・M・N・P・R	大計 01 地域別最賃対象産業	01 年齢・業務による除外労働者	01 年齢・業務による除外労働者		
		02 地域最賃適用 製造業	02 食料品製造業	E09, 10	
			03 繊維工業	E11	
			04 上記以外の製造業	E12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20	
				21, 224, 225, 229, 23, 24, 25, 26, 27 313, 3191, 32	
		03 地域最賃適用 情報通信業	05 新聞業、出版業	G413, 414	
		04 地域最賃適用 卸売・小売業	06 卸売業	150, 51, 52, 53, 54, 55	
			07 小売業	156, 57, 58, 59, 60, 61 (除く<561, 5911)	
		05 地域最賃適用 飲食店、宿泊業	08 飲食店	M76, 77	
			09 宿泊業	M75	
		06 地域最賃適用 医療、福祉	10 医療	P83	
			11 福祉	P85	
	07 地域最賃適用 サービス業 (他に分類されないもの)	12 洗濯業	N781		
		13 理容・美容業	N782, 783		
		14 建物サービス業	R922		
		15 上記以外のサービス業	K70, L71, 72, 73, 74, N784, 785, 789		
			N79, 80, R88, 89, 90, 91, 92, 93, 94 R95		
	02 特定最賃対象産業改正分	08 鉄鋼業	17 製鉄業	E221	
			18 製鋼・製鋼圧延業	E222	
			19 製鋼を行わない鋼材製造業	E223	
	09 電気機械器具製造業	20 電子部品・デバイス・電子回路製造業	E28		
		21 電気機械器具製造業	E29		
		22 情報通信機械器具製造業	E30		
	10 輸送用機械器具製造業	24 自動車・同附属品製造業	E311		
25 鉄道車両・同部分品製造業		E312			
26 上記以外の輸送用機械器具製造業		E314, 315, 3199 (除く313, 3191)			
11 百貨店、総合スーパー	27 百貨店、総合スーパー (従業者が常時50人以上)	I561			
12 自動車(新車)小売業	28 自動車(新車)小売業	I5911			

日本標準産業分類一覧表(関係分)

地 域 別 最 低 賃 金 対 象 産 業	
E 製造業	M 宿泊業, 飲食サービス業
9 食料品製造業	75 宿泊業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	76 飲食店
11 繊維工業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	
13 家具・装備品製造業	P 医療, 福祉
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	83 医療業
15 印刷・同関連産業	85 社会保険・社会福祉・介護事業
16 化学工業	
17 石油製品・石炭製品製造業	L 学術研究, 専門・技術サービス業
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	71 学術・開発研究機関
19 ゴム製品製造業	72 専門サービス業(他に分類されないもの)
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	73 広告業
21 窯業・土石製品製造業	74 技術サービス業(他に分類されないもの)
224 表面処理鋼材製造業	
225 鉄素形材製造業	N 生活関連サービス業, 娯楽業
229 その他の鉄鋼業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
23 非鉄金属製造業	79 その他の生活関連サービス業
24 金属製品製造業	80 娯楽業
25 はん用機械器具製造業	
26 生産用機械器具製造業	R サービス業(他に分類されないもの)
27 業務用機械器具製造業	88 廃棄物処理業
313 船舶製造・修理業, 船用機関製造業	89 自動車整備業
3191 自転車・同部分品製造業	90 機械等修理業(別掲を除く)
32 その他の製造業	91 職業紹介・労働者派遣業
	92 その他の事業サービス業
	95 その他のサービス業
G 情報通信業	
413 新聞業	
414 出版業	
	特 定 最 低 賃 金 対 象 産 業
I 卸売・小売業	E 製造業
50 各種商品卸売業	221 製鉄業
51 繊維・衣服等卸売業	222 製鋼・製鋼圧延業
52 飲食料品卸売業	223 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)
53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
54 機械器具卸売業	29 電気機械器具製造業
55 その他の卸売業	30 情報通信機械器具製造業
57 織物・衣服・身の回り品小売業	311 自動車・同附属品製造業
58 飲食料品小売業	312 鉄道車両・同部分品製造業
5912 中古自動車小売業	314 航空機・同附属品製造業
5913 自動車部分品・附属品小売業	315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
5914 二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)	3199 他に分類されない輸送用機械器具製造業
592 自転車小売業	
593 機械器具小売業(自動車, 自転車を除く)	I 卸売・小売業
60 その他の小売業	561 百貨店, 総合スーパー
61 無店舗小売業	5911 自動車(新車)小売業
アルファベット……………大分類	数字上2桁……………中分類
	数字上3、4桁……………小分類、細分類

令和3年 産業別・地区別・規模別 適用事業所数及び労働者数

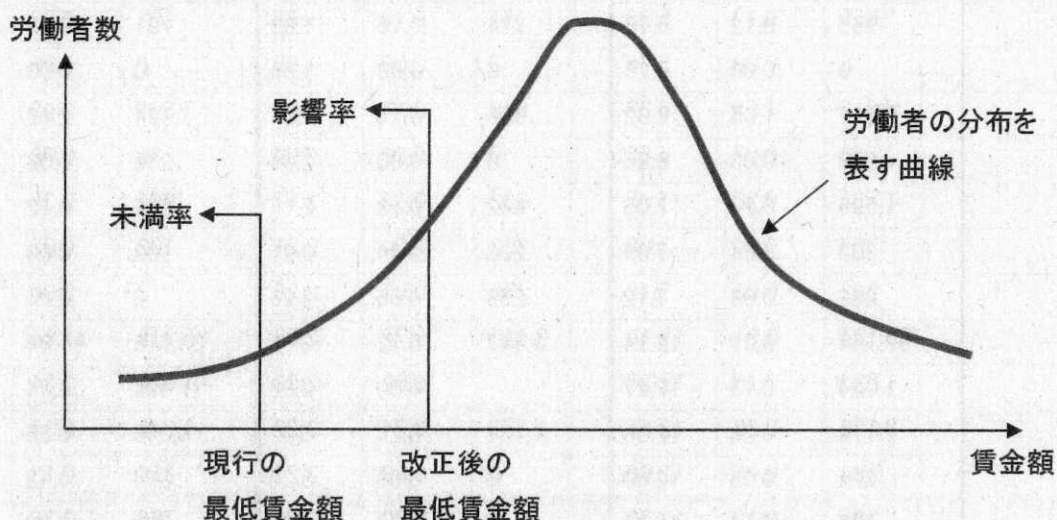
	規模計		1～9人規模		10～29人規模		30～99人規模	
	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数
製 造 業	8,105	96,052 (26,427)	5,035	17,719	2,049	32,169	1,021	46,164
卸売・小売業	9,590	69,350 (35,415)	6,386	25,099	3,204	44,251		
飲食店、宿泊業	6,457	55,867 (47,186)	4,225	19,059	2,232	36,808		
医療、福祉	10,704	51,264 (20,783)	5,446	15,925	5,258	35,339		
サービス業	15,506	94,849 (37,131)	11,128	38,931	4,378	55,918		
福 岡	24,517	176,089 (87,387)	15,783	59,336	8,319	103,087	415	13,666
北 九 州	12,227	90,755 (41,510)	7,664	27,544	4,180	49,121	383	14,090
筑 後	9,528	68,393 (27,877)	6,269	21,257	3,079	35,472	180	11,664
筑 豊	4,090	32,145 (10,168)	2,504	8,596	1,543	16,805	43	6,744
合 計	50,362	367,382 (166,942)	32,220	116,733	17,121	204,485	1,021	46,164

※ 表中の事業所数は、「平成28年経済センサス」(総務省)に基づく母集団数(母集団事業所数)である。

※ 表中労働者数の括弧内の数は、パート労働者数で内数である。

賃金統計用語の解説について

○ 未満率及び影響率のイメージ図



○ 第1・20分位数

集計対象のデータ(数値)を小さい順に並べた時、初めから数えて全体の20分の1(=5%)の順位(位置)にある数値

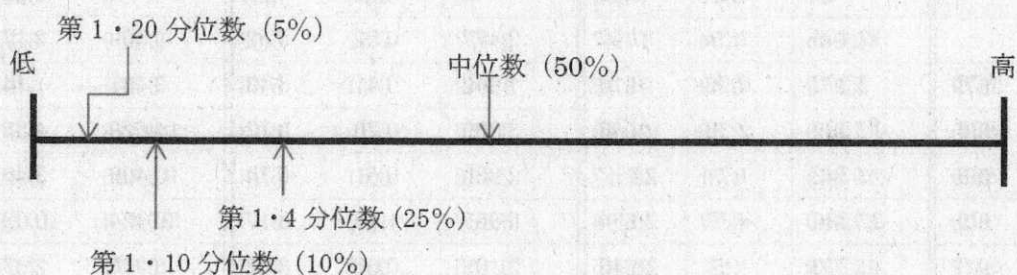
○ 第1・10分位数、第1・4分位数

上記同様、それぞれ全体の10分の1(=10%)の順位(位置)、4分の1(=25%)の順位(位置)にある数値

○ 中位数

同様に、2分の1(=50%)の順位(位置)にある数値 ※平均値とは異なる

【すべての対象データを小さい順(低い方から高い方)に横に並べたイメージ図】



賃金分布表(1)

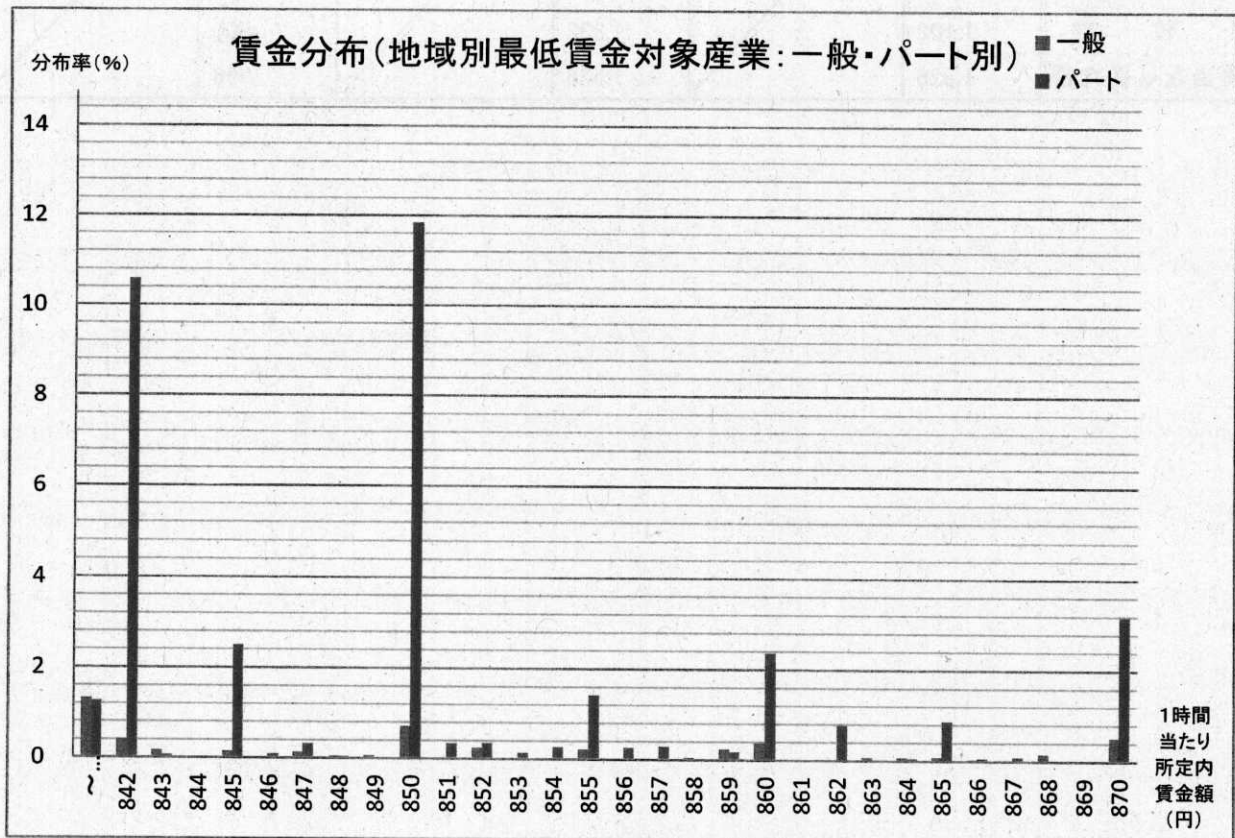
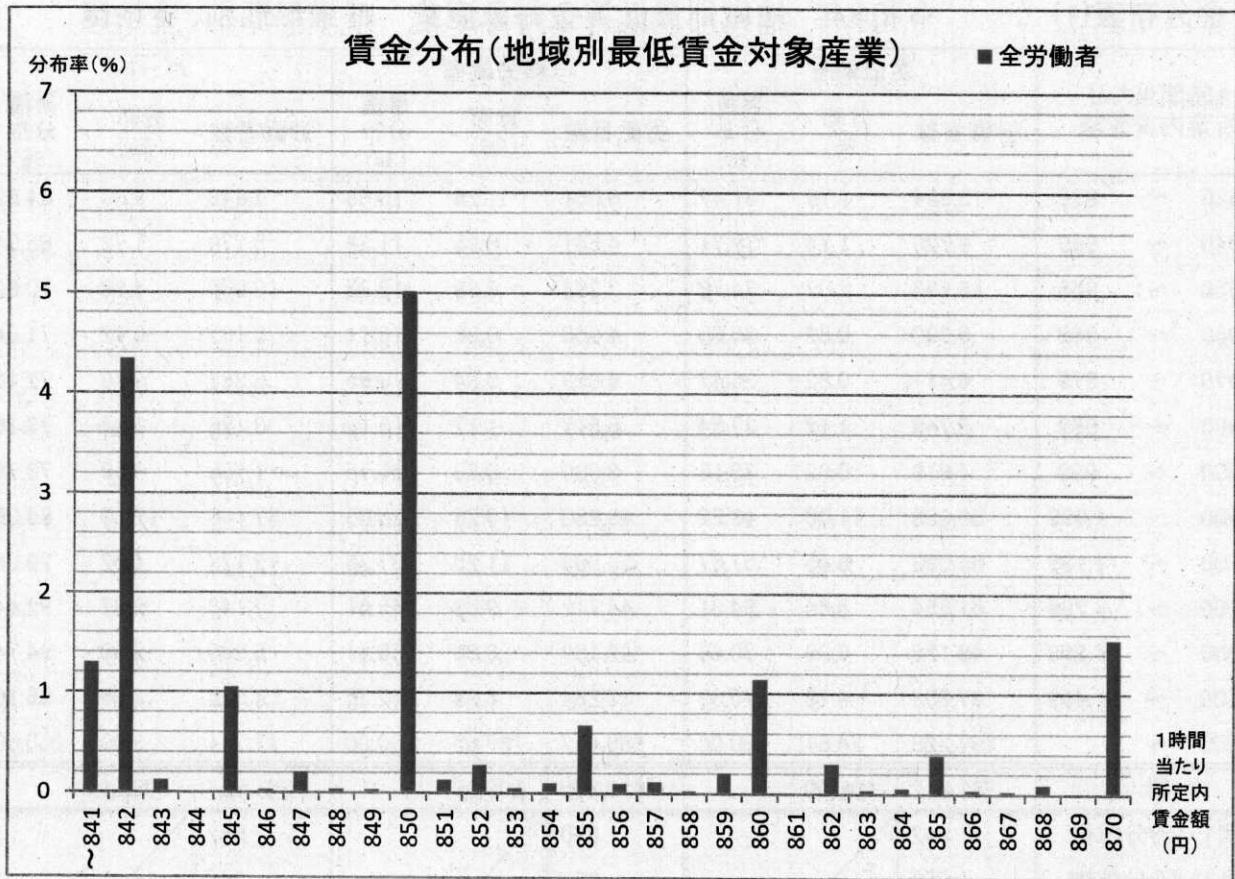
令和3年 地域別最低賃金対象産業 就業形態別、全地区

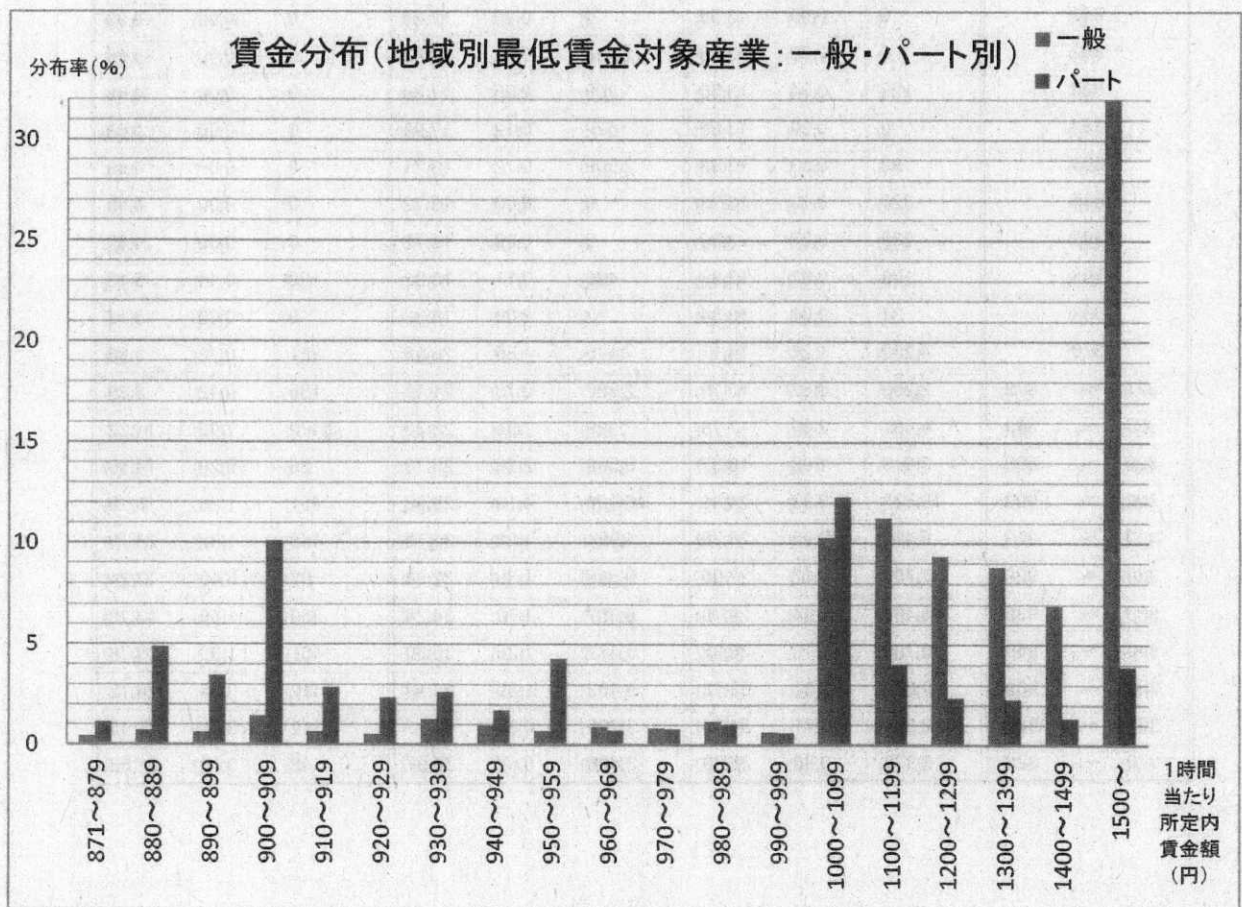
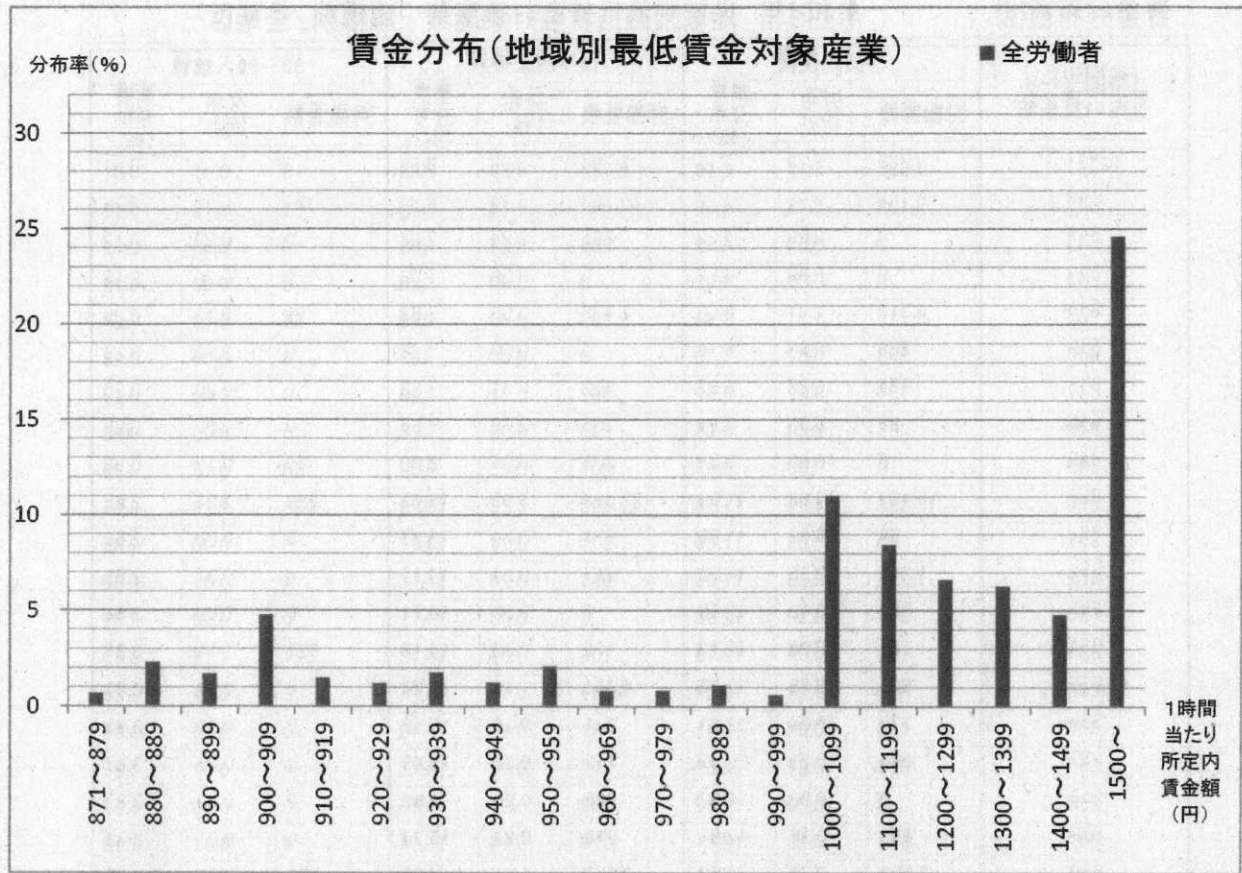
1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～841	10,132	1.30	1.30	6,315	1.32	1.32	3,817	1.27	1.27
842	33,922	4.34	5.64	1,978	0.41	1.73	31,944	10.59	11.85
843	965	0.12	5.76	774	0.16	1.89	191	0.06	11.92
844	0	0.00	5.76	0	0.00	1.89	0	0.00	11.92
845	8,212	1.05	6.82	688	0.14	2.04	7,524	2.49	14.41
846	238	0.03	6.85	0	0.00	2.04	239	0.08	14.49
847	1,596	0.20	7.05	632	0.13	2.17	962	0.32	14.81
848	304	0.04	7.09	203	0.04	2.21	102	0.03	14.84
849	262	0.03	7.12	258	0.05	2.26	3	0.00	14.84
850	39,164	5.01	12.14	3,447	0.72	2.98	35,718	11.84	26.68
851	1,024	0.13	12.27		0.00	2.98	1,024	0.34	27.02
852	2,176	0.28	12.55	1,131	0.24	3.22	1,045	0.35	27.37
853	394	0.05	12.60	0	0.00	3.22	394	0.13	27.50
854	786	0.10	12.70	0	0.00	3.22	786	0.26	27.76
855	5,301	0.68	13.38	1,008	0.21	3.43	4,293	1.42	29.18
856	752	0.10	13.47	0	0.00	3.43	752	0.25	29.43
857	911	0.12	13.59	76	0.02	3.44	836	0.28	29.71
858	203	0.03	13.62	203	0.04	3.49	0	0.00	29.71
859	1,625	0.21	13.82	1,107	0.23	3.72	517	0.17	29.88
860	8,927	1.14	14.97	1,804	0.38	4.09	7,123	2.36	32.24
861	0	0.00	14.97	0	0.00	4.09	0	0.00	32.24
862	2,337	0.30	15.27	0	0.00	4.09	2,337	0.77	33.01
863	328	0.04	15.31	328	0.07	4.16	0	0.00	33.01
864	472	0.06	15.37	338	0.07	4.23	134	0.04	33.06
865	3,011	0.39	15.75	372	0.08	4.31	2,639	0.87	33.93
866	326	0.04	15.80	155	0.03	4.34	170	0.06	33.99
867	238	0.03	15.83	0	0.00	4.34	239	0.08	34.07
868	733	0.09	15.92	733	0.15	4.50	0	0.00	34.07
869	51	0.01	15.93	46	0.01	4.51	4	0.00	34.07
870	12,045	1.54	17.47	2,477	0.52	5.02	9,569	3.17	37.24
871 ～ 879	5,373	0.69	18.16	1,942	0.41	5.43	3,431	1.14	38.38
880 ～ 889	17,989	2.30	20.46	3,360	0.70	6.13	14,628	4.85	43.23
890 ～ 899	13,343	1.71	22.17	2,938	0.61	6.74	10,406	3.45	46.68
900 ～ 909	37,290	4.77	26.94	6,867	1.43	8.17	30,424	10.08	56.76
910 ～ 919	11,779	1.51	28.45	3,105	0.65	8.82	8,673	2.87	59.64
920 ～ 929	9,543	1.22	29.67	2,436	0.51	9.33	7,107	2.36	61.99

賃金分布表(1)

令和3年 地域別最低賃金対象産業 就業形態別、全地区

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
930 ~ 939	13,994	1.79	31.47	6,051	1.26	10.59	7,943	2.63	64.62
940 ~ 949	9,720	1.24	32.71	4,541	0.95	11.54	5,179	1.72	66.34
950 ~ 959	16,193	2.07	34.78	3,294	0.69	12.23	12,900	4.28	70.62
960 ~ 969	6,390	0.82	35.60	4,208	0.88	13.11	2,182	0.72	71.34
970 ~ 979	6,411	0.82	36.42	4,028	0.84	13.95	2,382	0.79	72.13
980 ~ 989	8,743	1.12	37.54	5,617	1.17	15.12	3,126	1.04	73.16
990 ~ 999	4,819	0.62	38.16	3,030	0.63	15.75	1,789	0.59	73.76
1,000 ~ 1,099	86,388	11.06	49.22	49,280	10.28	26.03	37,108	12.30	86.06
1,100 ~ 1,199	66,033	8.45	57.67	53,903	11.25	37.28	12,129	4.02	90.08
1,200 ~ 1,299	51,854	6.64	64.31	44,712	9.33	46.61	7,143	2.37	92.44
1,300 ~ 1,399	49,129	6.29	70.60	42,189	8.80	55.41	6,940	2.30	94.74
1,400 ~ 1,499	37,358	4.78	75.39	33,284	6.94	62.35	4,074	1.35	96.10
1,500 ~	192,228	24.61	100.00	180,447	37.65	100.00	11,781	3.90	100.00
計	781,012	100.00		479,305	100.00		301,707	100.00	
第1・20分位数	842			870			842		
第1・10分位数	850			935			842		
第1・4分位数	900			1,094			850		
中位数	1,102			1,332			900		
時間当たり平均額	1,326			1,534			996		





賃金分布表(2)

令和3年 地域別最低賃金対象産業 規模別、全地区

1時間当たり 所定内賃金額	1～9人規模			10～29人規模			30～99人規模		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～841	7,335	2.19	2.19	2,794	0.69	0.69	3	0.01	0.01
842	9,108	2.73	4.92	24,763	6.14	6.84	51	0.12	0.12
843	0	0.00	4.92	965	0.24	7.08	0	0.00	0.12
844	0	0.00	4.92	0	0.00	7.08	0	0.00	0.12
845	5,715	1.71	6.63	2,438	0.60	7.68	59	0.13	0.26
846	238	0.07	6.70	0	0.00	7.68	0	0.00	0.26
847	734	0.22	6.92	862	0.21	7.90	0	0.00	0.26
848	98	0.03	6.95	206	0.05	7.95	0	0.00	0.26
849	0	0.00	6.95	203	0.05	8.00	58	0.13	0.39
850	15,484	4.63	11.58	22,693	5.63	13.63	988	2.26	2.65
851	53	0.02	11.60	971	0.24	13.87	0	0.00	2.65
852	1,215	0.36	11.96	957	0.24	14.11	4	0.01	2.66
853	394	0.12	12.08	0	0.00	14.11	0	0.00	2.66
854	155	0.05	12.13	109	0.03	14.13	521	1.19	3.85
855	835	0.25	12.38	4,461	1.11	15.24	6	0.01	3.86
856	120	0.04	12.41	631	0.16	15.40	0	0.00	3.86
857	696	0.21	12.62	212	0.05	15.45	4	0.01	3.87
858	0	0.00	12.62	203	0.05	15.50	0	0.00	3.87
859	643	0.19	12.81	978	0.24	15.74	4	0.01	3.88
860	2,508	0.75	13.56	6,067	1.51	17.25	352	0.80	4.68
861	0	0.00	13.56	0	0.00	17.25	0	0.00	4.68
862	0	0.00	13.56	2,336	0.58	17.83	0	0.00	4.68
863	129	0.04	13.60	200	0.05	17.88	0	0.00	4.68
864	0	0.00	13.60	472	0.12	17.99	0	0.00	4.68
865	98	0.03	13.63	2,909	0.72	18.71	3	0.01	4.69
866	320	0.10	13.73	6	0.00	18.72	0	0.00	4.69
867	239	0.07	13.80	0	0.00	18.72	0	0.00	4.69
868	108	0.03	13.83	433	0.11	18.82	193	0.44	5.13
869	37	0.01	13.84	13	0.00	18.83	0	0.00	5.13
870	4,250	1.27	15.11	7,475	1.85	20.68	321	0.73	5.86
871 ～ 879	2,250	0.67	15.79	2,937	0.73	21.41	185	0.42	6.29
880 ～ 889	6,687	2.00	17.79	7,829	1.94	23.35	3,472	7.93	14.22
890 ～ 899	3,619	1.08	18.87	9,599	2.38	25.73	126	0.29	14.50
900 ～ 909	19,833	5.93	24.81	16,906	4.19	29.93	551	1.26	15.76
910 ～ 919	6,410	1.92	26.72	4,921	1.22	31.15	448	1.02	16.79
920 ～ 929	3,750	1.12	27.85	5,595	1.39	32.54	197	0.45	17.24
930 ～ 939	6,486	1.94	29.79	6,857	1.70	34.24	653	1.49	18.73
940 ～ 949	3,780	1.13	30.92	5,477	1.36	35.60	461	1.05	19.78
950 ～ 959	9,379	2.81	33.73	6,403	1.59	37.19	412	0.94	20.72
960 ～ 969	2,374	0.71	34.44	3,705	0.92	38.11	312	0.71	21.43
970 ～ 979	2,879	0.86	35.30	3,488	0.87	38.97	43	0.10	21.53

賃金分布表(2)

令和3年 地域別最低賃金対象産業 規模別、全地区

1時間当たり 所定内賃金額	1～9人規模			10～29人規模			30～99人規模		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
980 ～ 989	2,992	0.90	36.19	5,171	1.28	40.25	580	1.32	22.86
990 ～ 999	1,593	0.48	36.67	2,709	0.67	40.93	517	1.18	24.04
1,000 ～ 1,099	35,833	10.72	47.39	45,761	11.35	52.28	4,794	10.95	34.99
1,100 ～ 1,199	28,336	8.48	55.87	32,394	8.04	60.32	5,303	12.11	47.10
1,200 ～ 1,299	23,763	7.11	62.98	24,081	5.97	66.29	4,010	9.16	56.26
1,300 ～ 1,399	22,133	6.62	69.60	23,177	5.75	72.04	3,820	8.73	64.99
1,400 ～ 1,499	16,258	4.86	74.47	17,557	4.36	76.40	3,542	8.09	73.08
1,500 ～	85,320	25.53	100.00	95,122	23.60	100.00	11,786	26.92	100.00
計	334,187	100.00		403,046	100.00		43,779	100.00	
第1・20分位数	845			842			868		
第1・10分位数	850			850			880		
第1・4分位数	910			892			1,013		
中位数	1,125			1,075			1,232		
時間当たり平均額	1,343			1,310			1,351		

賃金分布表(3) 令和3年 地域別最低賃金対象産業 規模別、全地区(パートのみ)

1時間当たり 所定内賃金額	1~9人規模			10~29人規模			30~99人規模		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
~841	3,810	3.10	3.10	7	0.00	0.00	0	0.00	0.00
842	8,154	6.63	9.73	23,743	14.14	14.14	48	0.45	0.45
843	0	0.00	9.73	190	0.11	14.26	0	0.00	0.45
844	0	0.00	9.73	0	0.00	14.26	0	0.00	0.45
845	5,309	4.32	14.04	2,172	1.29	15.55	44	0.41	0.85
846	238	0.19	14.24	0	0.00	15.55	0	0.00	0.85
847	734	0.60	14.83	229	0.14	15.68	0	0.00	0.85
848	98	0.08	14.91	3	0.00	15.69	0	0.00	0.85
849	0	0.00	14.91	4	0.00	15.69	0	0.00	0.85
850	13,482	10.96	25.88	21,253	12.66	28.34	983	9.12	9.98
851	52	0.04	25.92	971	0.58	28.92	0	0.00	9.98
852	531	0.43	26.35	514	0.31	29.23	0	0.00	9.98
853	394	0.32	26.67	0	0.00	29.23	0	0.00	9.98
854	156	0.13	26.80	109	0.06	29.29	521	4.83	14.81
855	520	0.42	27.22	3,768	2.24	31.54	6	0.06	14.87
856	120	0.10	27.32	631	0.38	31.91	0	0.00	14.87
857	696	0.57	27.88	140	0.08	32.00	0	0.00	14.87
858	0	0.00	27.88	0	0.00	32.00	0	0.00	14.87
859	404	0.33	28.21	113	0.07	32.06	0	0.00	14.87
860	1,425	1.16	29.37	5,404	3.22	35.28	294	2.73	17.59
861	0	0.00	29.37	0	0.00	35.28	0	0.00	17.59
862	0	0.00	29.37	2,337	1.39	36.67	0	0.00	17.59
863	0	0.00	29.37	0	0.00	36.67	0	0.00	17.59
864	0	0.00	29.37	133	0.08	36.75	0	0.00	17.59
865	98	0.08	29.45	2,538	1.51	38.26	4	0.04	17.63
866	165	0.13	29.58	6	0.00	38.27	0	0.00	17.63
867	239	0.19	29.78	0	0.00	38.27	0	0.00	17.63
868	0	0.00	29.78	0	0.00	38.27	0	0.00	17.63
869	0	0.00	29.78	4	0.00	38.27	0	0.00	17.63
870	2,737	2.23	32.00	6,531	3.89	42.16	300	2.78	20.42
871 ~ 879	1,097	0.89	32.90	2,160	1.29	43.44	173	1.61	22.02
880 ~ 889	5,715	4.65	37.54	5,638	3.36	46.80	3,277	30.41	52.43
890 ~ 899	2,314	1.88	39.42	8,028	4.78	51.58	64	0.59	53.03
900 ~ 909	15,265	12.41	51.84	14,670	8.74	60.32	488	4.53	57.55
910 ~ 919	4,867	3.96	55.79	3,486	2.08	62.39	320	2.97	60.52
920 ~ 929	2,596	2.11	57.90	4,392	2.62	65.01	119	1.10	61.63
930 ~ 939	3,445	2.80	60.71	3,901	2.32	67.33	596	5.53	67.16
940 ~ 949	2,756	2.24	62.95	2,360	1.41	68.74	64	0.59	67.75
950 ~ 959	8,050	6.55	69.49	4,512	2.69	71.42	337	3.13	70.88
960 ~ 969	655	0.53	70.02	1,495	0.89	72.31	33	0.31	71.19
970 ~ 979	1,087	0.88	70.91	1,282	0.76	73.08	13	0.12	71.31

賃金分布表(3) 令和3年 地域別最低賃金対象産業 規模別、全地区(パートのみ)

1時間当たり 所定内賃金額	1～9人規模			10～29人規模			30～99人規模		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
980 ～ 989	1,239	1.01	71.92	1,589	0.95	74.02	298	2.77	74.07
990 ～ 999	448	0.36	72.28	1,310	0.78	74.80	31	0.29	74.36
1,000 ～ 1,099	14,512	11.80	84.08	22,173	13.20	88.00	423	3.93	78.29
1,100 ～ 1,199	5,665	4.61	88.69	5,345	3.18	91.19	1,120	10.39	88.68
1,200 ～ 1,299	3,388	2.75	91.44	3,475	2.07	93.26	279	2.59	91.27
1,300 ～ 1,399	2,401	1.95	93.39	4,254	2.53	95.79	285	2.64	93.91
1,400 ～ 1,499	1,198	0.97	94.37	2,504	1.49	97.28	372	3.45	97.36
1,500 ～	6,929	5.63	100.00	4,567	2.72	100.00	284	2.64	100.00
計	122,989	100.00		167,941	100.00		10,776	100.00	
第1・20分位数	842			842			850		
第1・10分位数	845			842			854		
第1・4分位数	850			850			880		
中位数	900			890			880		
時間当たり平均額	1,027			974			994		

賃金分布表(4)

令和3年 地域別最低賃金対象産業 地区別、全規模

1時間当たり 所定内賃金額	福 岡			北 九 州			筑 後			筑 豊		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～841	4,218	1.07	1.07	1,832	0.94	0.94	2,821	2.12	2.12	1,262	2.12	2.12
842	9,728	2.48	3.55	10,838	5.55	6.49	7,637	5.73	7.84	5,718	9.60	11.72
843	394	0.10	3.65	0	0.00	6.49	432	0.32	8.17	139	0.23	11.96
844	0	0.00	3.65	0	0.00	6.49	0	0.00	8.17	0	0.00	11.96
845	3,406	0.87	4.52	798	0.41	6.89	2,668	2.00	10.17	1,338	2.25	14.20
846	0	0.00	4.52	239	0.12	7.02	0	0.00	10.17	0	0.00	14.20
847	0	0.00	4.52	329	0.17	7.19	660	0.49	10.66	608	1.02	15.22
848	203	0.05	4.57	4	0.00	7.19	97	0.07	10.74	0	0.00	15.22
849	0	0.00	4.57	261	0.13	7.32	0	0.00	10.74	0	0.00	15.22
850	18,876	4.81	9.38	13,420	6.87	14.19	5,427	4.07	14.81	1,442	2.42	17.65
851	0	0.00	9.38	971	0.50	14.69	0	0.00	14.81	52	0.09	17.73
852	670	0.17	9.55	775	0.40	15.08	506	0.38	15.18	226	0.38	18.11
853	0	0.00	9.55	394	0.20	15.29	0	0.00	15.18	0	0.00	18.11
854	0	0.00	9.55	677	0.35	15.63	0	0.00	15.18	109	0.18	18.30
855	1,240	0.32	9.86	1,914	0.98	16.61	2,026	1.52	16.70	121	0.20	18.50
856	643	0.16	10.03	0	0.00	16.61	0	0.00	16.70	109	0.18	18.68
857	439	0.11	10.14	257	0.13	16.74	146	0.11	16.81	69	0.12	18.80
858	0	0.00	10.14	200	0.10	16.85	3	0.00	16.82	0	0.00	18.80
859	0	0.00	10.14	243	0.12	16.97	865	0.65	17.46	517	0.87	19.67
860	5,810	1.48	11.62	1,499	0.77	17.74	1,603	1.20	18.67	16	0.03	19.69
861	0	0.00	11.62	0	0.00	17.74	0	0.00	18.67	0	0.00	19.69
862	1,985	0.51	12.12	134	0.07	17.81	0	0.00	18.67	218	0.37	20.06
863	0	0.00	12.12	328	0.17	17.97	0	0.00	18.67	0	0.00	20.06
864	0	0.00	12.12	245	0.13	18.10	226	0.17	18.84	0	0.00	20.06
865	1,400	0.36	12.48	1,073	0.55	18.65	537	0.40	19.24	0	0.00	20.06
866	156	0.04	12.52	0	0.00	18.65	171	0.13	19.37	0	0.00	20.06
867	238	0.06	12.58	0	0.00	18.65	0	0.00	19.37	0	0.00	20.06
868	297	0.08	12.65	0	0.00	18.65	433	0.32	19.69	3	0.01	20.06
869	0	0.00	12.65	0	0.00	18.65	37	0.03	19.72	13	0.02	20.09
870	8,146	2.07	14.73	1,861	0.95	19.60	1,922	1.44	21.16	117	0.20	20.28
871 ～ 879	2,066	0.53	15.25	2,166	1.11	20.71	1,054	0.79	21.95	88	0.15	20.43
880 ～ 889	8,347	2.13	17.38	4,851	2.48	23.19	4,716	3.54	25.49	72	0.12	20.55
890 ～ 899	8,550	2.18	19.56	1,590	0.81	24.01	2,902	2.18	27.66	303	0.51	21.06
900 ～ 909	21,632	5.51	25.06	6,296	3.22	27.23	7,588	5.69	33.35	1,774	2.98	24.04
910 ～ 919	7,271	1.85	26.92	1,468	0.75	27.98	2,634	1.98	35.33	406	0.68	24.72
920 ～ 929	5,279	1.34	28.26	3,042	1.56	29.54	883	0.66	35.99	339	0.57	25.29
930 ～ 939	9,286	2.36	30.62	2,789	1.43	30.97	1,727	1.30	37.29	192	0.32	25.61
940 ～ 949	4,723	1.20	31.83	2,294	1.17	32.14	2,363	1.77	39.06	340	0.57	26.18

賃金分布表(4)

令和3年 地域別最低賃金対象産業 地区別、全規模

1時間当たり 所定内賃金額	福 岡			北 九 州			筑 後			筑 豊		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
950 ~ 959	7,216	1.84	33.66	1,732	0.89	33.03	4,538	3.40	42.46	2,707	4.55	30.73
960 ~ 969	3,366	0.86	34.52	1,245	0.64	33.67	1,245	0.93	43.40	534	0.90	31.63
970 ~ 979	1,491	0.38	34.90	2,362	1.21	34.87	2,119	1.59	44.99	439	0.74	32.36
980 ~ 989	4,999	1.27	36.17	2,314	1.18	36.06	1,101	0.83	45.81	329	0.55	32.92
990 ~ 999	1,460	0.37	36.54	1,730	0.89	36.94	1,060	0.79	46.61	569	0.96	33.87
1,000 ~ 1,099	41,968	10.69	47.23	21,698	11.11	48.05	14,101	10.57	57.18	8,622	14.48	48.35
1,100 ~ 1,199	31,881	8.12	55.35	18,441	9.44	57.49	9,435	7.08	64.26	6,274	10.54	58.89
1,200 ~ 1,299	22,453	5.72	61.06	13,646	6.99	64.48	11,768	8.83	73.08	3,988	6.70	65.59
1,300 ~ 1,399	22,238	5.66	66.72	14,322	7.33	71.81	6,758	5.07	78.15	5,811	9.76	75.35
1,400 ~ 1,499	16,911	4.31	71.03	12,845	6.58	78.38	4,863	3.65	81.80	2,740	4.60	79.95
1,500 ~	113,787	28.97	100.00	42,226	21.62	100.00	24,274	18.20	100.00	11,940	20.05	100.00
計	392,773	100.0		195,349	100.0		133,346	100.0		59,544	100.0	
第1・20分位数	850			842			842			842		
第1・10分位数	856			850			845			842		
第1・4分位数	909			900			880			929		
中 位 数	1,125			1,115			1,014			1,113		
時間当たり平均額	1,395			1,260			1,213			1,351		

賃金分布表(5)

令和3年 地域別最低賃金対象産業 地区別、全規模(パートのみ)

1時間当たり 所定内賃金額	福 岡			北 九 州			筑 後			筑 豊		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～841	1,907	1.25	1.25	484	0.68	0.68	729	1.32	1.32	697	3.10	3.10
842	9,622	6.32	7.57	9,988	13.94	14.61	6,729	12.18	13.50	5,606	24.94	28.04
843	190	0.12	7.69	0	0.00	14.61	0	0.00	13.50	0	0.00	28.04
844	0	0.00	7.69	0	0.00	14.61	0	0.00	13.50	0	0.00	28.04
845	3,390	2.23	9.92	798	1.11	15.72	2,402	4.35	17.84	934	4.15	32.19
846	0	0.00	9.92	238	0.33	16.06	0	0.00	17.84	0	0.00	32.19
847	0	0.00	9.92	129	0.18	16.24	226	0.41	18.25	608	2.70	34.89
848	0	0.00	9.92	4	0.01	16.24	98	0.18	18.43	0	0.00	34.89
849	0	0.00	9.92	3	0.00	16.25	0	0.00	18.43	0	0.00	34.89
850	16,995	11.16	21.08	12,772	17.82	34.07	4,515	8.17	26.60	1,436	6.39	41.28
851	0	0.00	21.08	972	1.36	35.42	0	0.00	26.60	52	0.23	41.51
852	515	0.34	21.42	194	0.27	35.69	337	0.61	27.21	0	0.00	41.51
853	0	0.00	21.42	394	0.55	36.24	0	0.00	27.21	0	0.00	41.51
854	0	0.00	21.42	676	0.94	37.19	0	0.00	27.21	109	0.48	42.00
855	808	0.53	21.95	1,471	2.05	39.24	1,893	3.43	30.64	121	0.54	42.54
856	643	0.42	22.37	0	0.00	39.24	0	0.00	30.64	109	0.48	43.02
857	439	0.29	22.66	257	0.36	39.60	139	0.25	30.89	0	0.00	43.02
858	0	0.00	22.66	0	0.00	39.60	0	0.00	30.89	0	0.00	43.02
859	0	0.00	22.66	0	0.00	39.60	0	0.00	30.89	517	2.30	45.32
860	5,052	3.32	25.98	984	1.37	40.97	1,080	1.95	32.84	8	0.04	45.36
861	0	0.00	25.98	0	0.00	40.97	0	0.00	32.84	0	0.00	45.36
862	1,985	1.30	27.28	134	0.19	41.16	0	0.00	32.84	218	0.97	46.33
863	0	0.00	27.28	0	0.00	41.16	0	0.00	32.84	0	0.00	46.33
864	0	0.00	27.28	0	0.00	41.16	134	0.24	33.09	0	0.00	46.33
865	1,029	0.68	27.96	1,073	1.50	42.65	537	0.97	34.06	0	0.00	46.33
866	0	0.00	27.96	0	0.00	42.65	171	0.31	34.37	0	0.00	46.33
867	238	0.16	28.11	0	0.00	42.65	0	0.00	34.37	0	0.00	46.33
868	0	0.00	28.11	0	0.00	42.65	0	0.00	34.37	0	0.00	46.33
869	0	0.00	28.11	0	0.00	42.65	0	0.00	34.37	4	0.02	46.34
870	6,477	4.25	32.36	1,721	2.40	45.06	1,253	2.27	36.63	117	0.52	46.86
871 ～ 879	1,454	0.95	33.32	1,578	2.20	47.26	311	0.56	37.20	88	0.39	47.26
880 ～ 889	6,301	4.14	37.46	3,810	5.32	52.57	4,453	8.06	45.26	65	0.29	47.54
890 ～ 899	7,639	5.02	42.47	903	1.26	53.83	1,751	3.17	48.42	113	0.50	48.05
900 ～ 909	16,977	11.15	53.62	5,536	7.72	61.56	6,405	11.59	60.02	1,506	6.70	54.75
910 ～ 919	6,950	4.56	58.18	1,135	1.58	63.14	533	0.96	60.98	54	0.24	54.99
920 ～ 929	4,248	2.79	60.97	2,222	3.10	66.24	465	0.84	61.82	173	0.77	55.76
930 ～ 939	5,639	3.70	64.68	1,469	2.05	68.29	835	1.51	63.33	0	0.00	55.76
940 ～ 949	2,686	1.76	66.44	1,518	2.12	70.41	941	1.70	65.04	34	0.15	55.91
950 ～ 959	5,199	3.41	69.85	1,696	2.37	72.77	3,980	7.20	72.24	2,025	9.01	64.91

賃金分布表(5) 令和3年 地域別最低賃金対象産業 地区別、全規模(パートのみ)

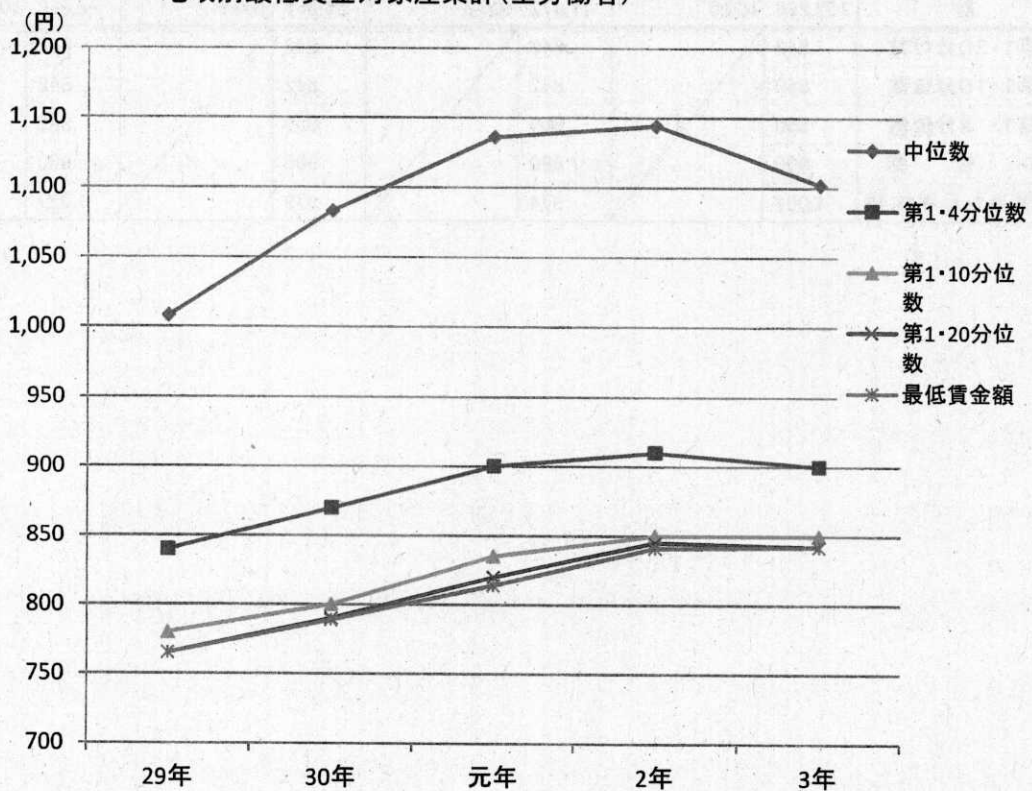
1時間当たり 所定内賃金額	福 岡			北 九 州			筑 後			筑 豊		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
960 ~ 969	1,396	0.92	70.77	458	0.64	73.41	114	0.21	72.45	213	0.95	65.86
970 ~ 979	1,039	0.68	71.45	644	0.90	74.31	621	1.12	73.57	80	0.36	66.22
980 ~ 989	1,552	1.02	72.47	883	1.23	75.54	675	1.22	74.79	15	0.07	66.28
990 ~ 999	596	0.39	72.86	662	0.92	76.47	363	0.66	75.45	169	0.75	67.04
1,000 ~ 1,099	19,187	12.60	85.46	6,539	9.12	85.59	6,306	11.41	86.86	5,075	22.57	89.61
1,100 ~ 1,199	7,184	4.72	90.18	2,340	3.26	88.86	1,901	3.44	90.30	705	3.14	92.75
1,200 ~ 1,299	2,972	1.95	92.13	1,970	2.75	91.60	1,574	2.85	93.15	626	2.78	95.53
1,300 ~ 1,399	3,069	2.02	94.14	2,090	2.92	94.52	1,595	2.89	96.03	186	0.83	96.36
1,400 ~ 1,499	2,064	1.36	95.50	1,287	1.80	96.32	724	1.31	97.35	0	0.00	96.36
1,500 ~	6,854	4.50	100.00	2,640	3.68	100.00	1,467	2.65	100.00	819	3.64	100.00
計	152,296	100.0		71,672	100.0		55,257	100.0		22,482	100.0	
第1・20分位数	842			842			842			842		
第1・10分位数	850			842			842			842		
第1・4分位数	860			850			850			842		
中 位 数	900			880			900			900		
時間当たり平均額	1,007			974			979			1,037		

福岡県最低賃金額と1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間)

地域別最低賃金対象産業計(全労働者)

	29年	30年	元年	2年	3年	対前年比
中位数	1,008	1,083	1,136	1,144	1,102	-42
第1・4分位数	840	870	900	910	900	-10
第1・10分位数	780	800	835	850	850	+0
第1・20分位数	765	790	820	845	842	-3
最低賃金額	765	789	814	841	842	+1
未満率	1.35%	1.07%	1.17%	1.94%	1.30%	-0.64
影響率	11.68%	14.08%	11.44%	2.38%	—	

地域別最低賃金対象産業計(全労働者)

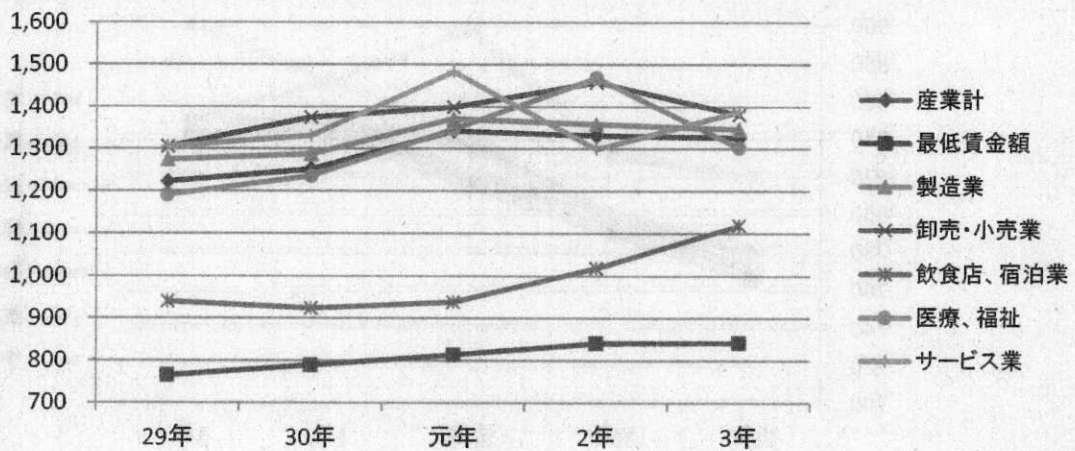


地域別最低賃金対象産業計(パート労働者のみ)

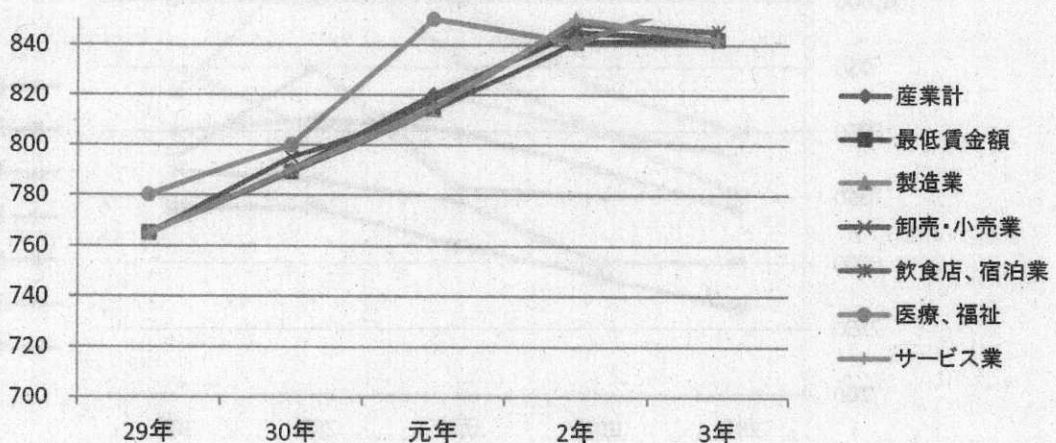
	29年	30年	元年	2年	3年	対前年比
中位数	835	850	891	900	900	+0
第1・4分位数	790	800	840	850	850	+0
第1・10分位数	765	790	820	846	842	-4
第1・20分位数	765	789	814	841	842	+1
最低賃金額	765	789	814	841	842	+1
未満率	1.14%	1.26%	1.28%	2.35%	1.27%	-1.08
影響率	23.66%	31.57%	25.25%	6.56%	—	

1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間) 地域別最低賃金該当産業別

	1時間当たりの平均賃金額の推移(円)					対前年比
	29年	30年	元年	2年	3年	
産業計	1,223	1,253	1,342	1,331	1,326	-5
最低賃金額	765	789	814	841	842	+1
製造業	1,274	1,287	1,371	1,358	1,346	-12
卸売・小売業	1,305	1,375	1,399	1,458	1,381	-77
飲食店、宿泊業	940	924	938	1,018	1,118	+100
医療、福祉	1,191	1,236	1,347	1,468	1,302	-166
サービス業	1,305	1,331	1,483	1,299	1,388	+89

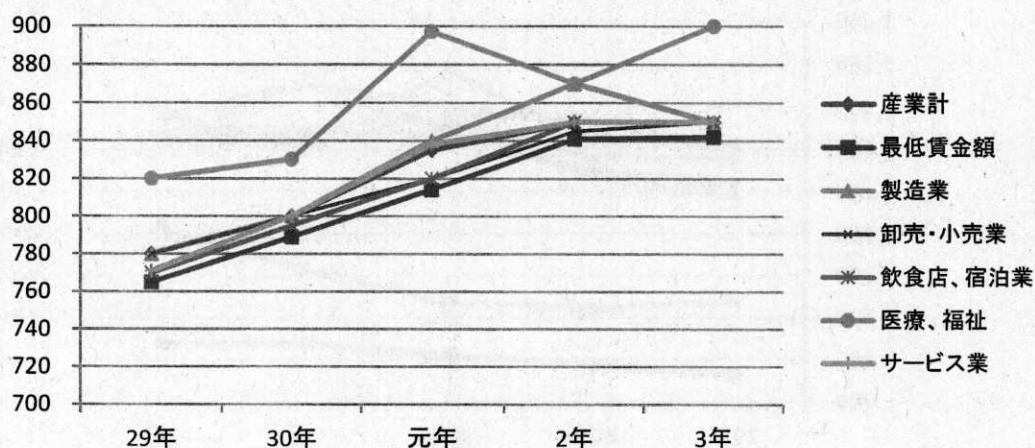


	第1・20分位数の推移(円)					対前年比
	29年	30年	元年	2年	3年	
産業計	765	790	820	845	842	-3
最低賃金額	765	789	814	841	842	+1
製造業	765	790	814	850	842	-8
卸売・小売業	765	795	814	841	842	+1
飲食店、宿泊業	765	789	818	848	845	-3
医療、福祉	780	800	850	841	860	+19
サービス業	765	790	815	850	842	-8

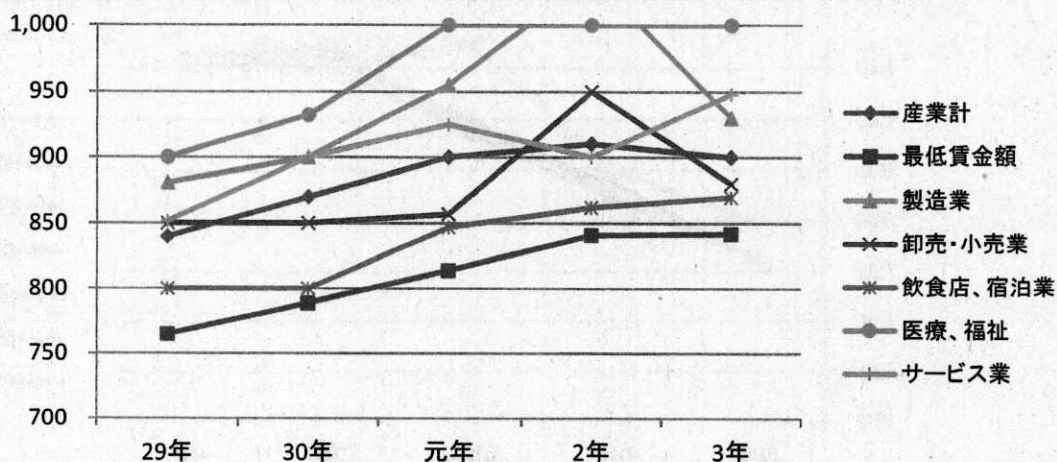


1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間) 地域別最低賃金該当産業別

	第1・10分位数(円)					対前年比
	29年	30年	元年	2年	3年	
産業計	780	800	835	850	850	0
最低賃金額	765	789	814	841	842	+1
製造業	780	800	840	870	850	-20
卸売・小売業	780	800	820	845	850	+5
飲食店、宿泊業	770	795	820	850	850	0
医療、福祉	820	830	897	870	900	+30
サービス業	771	800	838	850	850	0

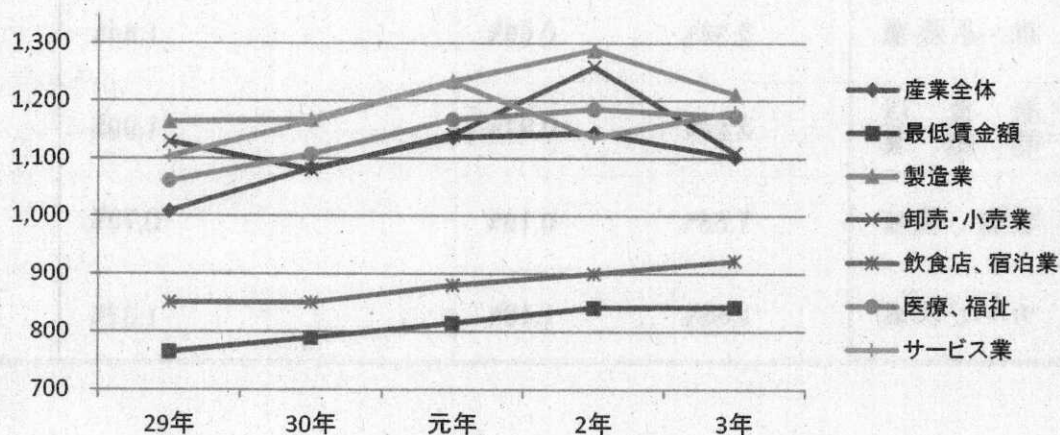


	第1・4分位数(円)					対前年比
	29年	30年	元年	2年	3年	
産業計	840	870	900	910	900	-10
最低賃金額	765	789	814	841	842	+1
製造業	881	900	955	1,037	930	-107
卸売・小売業	850	850	857	950	880	-70
飲食店、宿泊業	800	800	847	862	870	+8
医療、福祉	900	932	1,000	1,000	1,000	0
サービス業	852	900	925	900	948	48



1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間) 地域別最低賃金該当産業別

	中 位 数 (円)					対前年比
	29年	30年	元年	2年	3年	
産業全体	1,008	1,083	1,136	1,144	1,102	-42
最低賃金額	765	789	814	841	842	+1
製造業	1,164	1,167	1,234	1,288	1,211	-77
卸売・小売業	1,129	1,080	1,141	1,259	1,109	-150
飲食店、宿泊業	850	850	880	900	922	+22
医療、福祉	1,061	1,107	1,167	1,185	1,173	-12
サービス業	1,104	1,164	1,232	1,136	1,181	+45



令和3年 産業別 規模別・地区別 未満率

	未 満 率				
	1～9人	10～29人	30～99人	規模計	(参考) 令和2年規模計
産 業 計	2.19%	0.70%	0.00%	1.30%	1.94%
製 造 業	1.51%	0.51%	0.00%	0.52%	2.06%
卸・小売業	2.34%	0.66%		1.44%	2.83%
飲 食 店 宿 泊 業	3.27%	0.97%		1.99%	1.98%
医 療、福 祉	1.66%	0.19%		0.79%	1.90%
サ ー ビ ス 業	1.56%	1.18%		1.37%	1.52%

	未 満 率				
	福 岡	北 九 州	筑 後	筑 豊	地 区 計
産 業 計	1.07%	0.94%	2.12%	2.12%	1.30%
製 造 業	0.00%	0.60%	1.20%	0.00%	0.52%
卸売・小売業	1.22%	0.41%	2.82%	3.70%	1.44%
飲 食 店 宿 泊 業	1.66%	2.26%	3.59%	0.00%	1.99%
医 療、福 祉	0.20%	0.40%	0.70%	4.27%	0.79%
サ ー ビ ス 業	1.20%	1.76%	2.09%	0.00%	1.37%

最低賃金に関する実態調査

最低賃金に関する基礎調査票

(令和3年6月)

厚生労働省 秘



政府統計

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

【記入上の注意】

- ※欄は記入しないでください。
- 令和3年6月1日現在（ただし、2の(8)～(14)については実績ではなく、令和3年6月分の見込みの状況を記入して下さい。
- 記入にあたっては、黒又は青のボールペンを使ってください。（太線）の中について記入して下さい。
イ. 数字はすべて1, 2, 3, ……の算用数字を使ってください。
ロ. ○で囲む場合は、いずれか1つの数字を○のように○で囲んでください。
（注1）労働者には以下の者を除きます。ただし、ロ又はハの者でも、一般の労働者と同じように勤務し、同じ給与規則によって給与を受けている場合は労働者に含めます。
イ. 事業主、社長 ロ. 理事、取締役などの役員 ハ. 家族従業員
（注2）2の(13)について、例えば土曜日など1日の所定労働時間の半分だけ働く場合は0.5日と教えてください。

1. 事業所に関する事項（注）

事業所の労働者数(注1) (臨時、パートを含む) 令和3年6月1日現在	男	女	計
	人	人	人

2. 労働者に関する事項

【上記1の労働者全員について記入してください。ただし、労働者数が30人以上の事業所では、労働者名簿などから、特定の職種等の労働者にかたよらないように、1人おきに選んで、記入してください。】

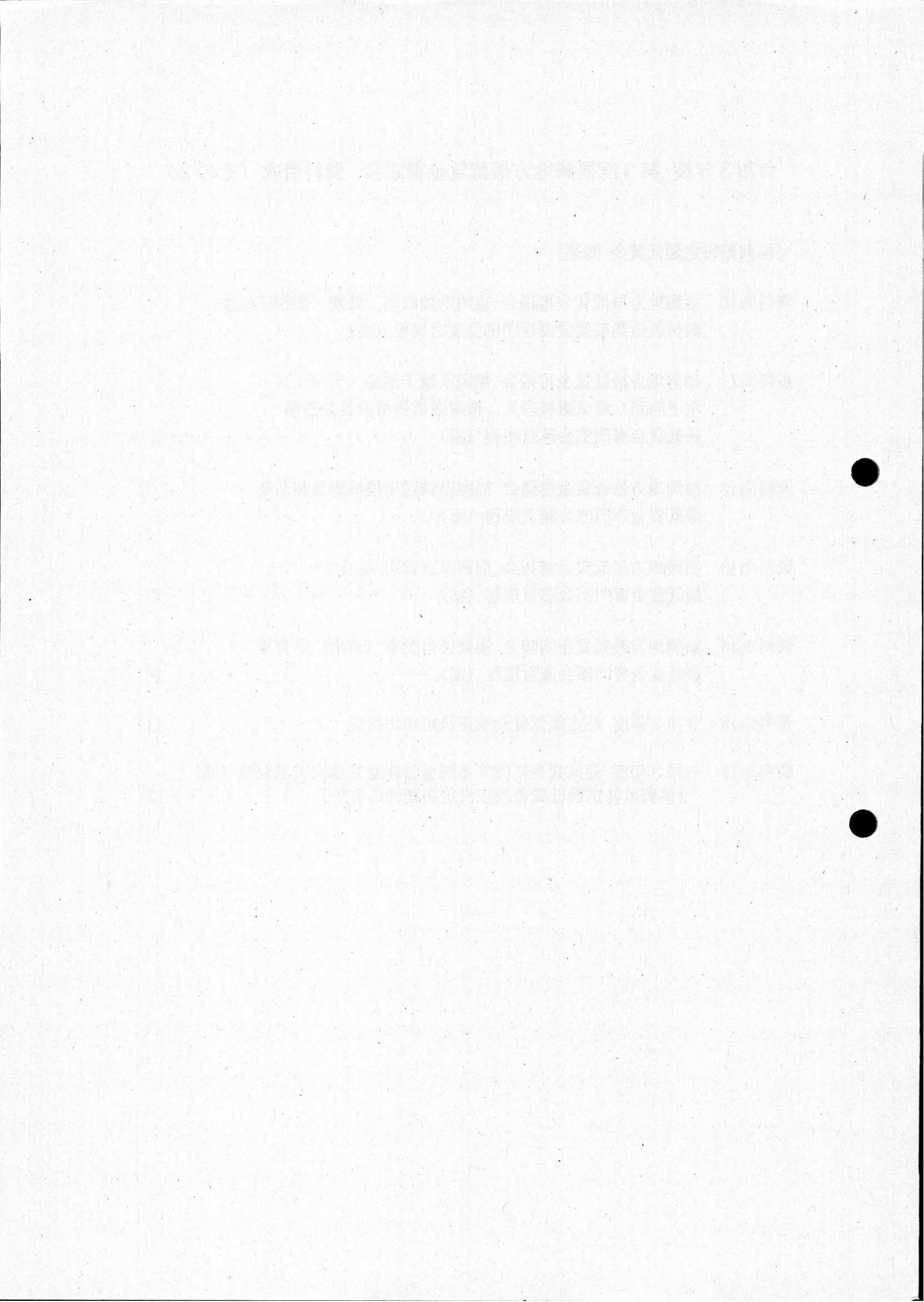
1. 連番号 10日目の位を記入してください。	2. 労働者番号 (番号、記号、氏名(イニシャル)等の方法でも結構ですが、後に内容についてお尋ねすることがありますのでそのとぎに分かるように入力しておいてください。)	3. 性別 男性 1 女性 2	4. 就業形態 パートタイム労働者 1 正社員 2	5. 年齢 6月1日現在	6. 勤続年数	7. 職種又は仕事の内容 「※対象区分」が2の事業所のみ記入してください。 例えば、プレス工、溶接工、金属検査工、清掃工、洗浄、選別、はん付けなど具体的に記入してください。 なお、技能習得中の場合は（技能習得中）と記入してください。	8. 基本給の賃金形態及び6月の基本給額 ・賃金形態が月給なら月給を、日給なら日給を、時間給なら時間給を、記入してください。 ・家族でなく、欠勤することなく働いた場合（出来高制の場合は通常の産率で働いた場合）に支払われるべき金額を記入してください。	9. 6月分の諸手当（月額） 6月の所定労働日数を調整した場合に支払われるべき手当の月額を記入してください。						14. 1日の所定労働時間数 休憩時間を除く。	※ 事務処理欄
								9. 精進手当 支給がない場合は0を記入してください。	10. 通勤手当 支給がない場合は0を記入してください。	11. 家族手当 支給がない場合は0を記入してください。	12. その他の手当 ただし、賞与、退職手当、休日手当、出勤手当等は含まれません。支給がない場合は0を記入してください。	(13) 月間所定労働日数 月の所定労働日数を記入してください。休日労働は含まないでください。	(14) 1日の所定労働時間数 時間		
1		1 2	1 2	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6		万円 千円 百円 十円	万円 千円 百円 十円	万円 千円 百円 十円	万円 千円 百円 十円					
2		1 2	1 2	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6										
3		1 2	1 2	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6										
4		1 2	1 2	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6										
5		1 2	1 2	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6										
6		1 2	1 2	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6										
7		1 2	1 2	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6										
8		1 2	1 2	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6										
9		1 2	1 2	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6										
0		1 2	1 2	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6										

【注】2枚目以降については、「1. 事業所に関する事項」欄は記入する必要はありません。

令和3年度 第3回福岡地方最低賃金審議会 資料目次 (その2)

[福岡県特定最低賃金 関連]

資料No.10	福岡地方最低賃金審議会 福岡県製鉄業、鉄鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業最低賃金専門部会運営規程 (案)	1
資料No.11	福岡地方最低賃金審議会 福岡県電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金専門部会運営規程 (案)	3
資料No.12	福岡地方最低賃金審議会 福岡県輸送用機械器具製造業 最低賃金専門部会運営規程 (案)	5
資料No.13	福岡地方最低賃金審議会 福岡県百貨店、総合スーパー 最低賃金専門部会運営規程 (案)	7
資料No.14	福岡地方最低賃金審議会 福岡県自動車 (新車) 小売業 最低賃金専門部会運営規程 (案)	9
資料No.15	令和3年度 特定最低賃金改正決定申出状況	11
資料No.16	令和3年度 最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領 (案) 【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】	13



福岡地方最低賃金審議会 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
最低賃金専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、福岡地方最低賃金審議会福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会（以下「部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令（以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、福岡労働局長（以下「局長」という。）または3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長または委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなければならない。

3 部会長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 部会長は、部会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、または細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、部会が議決を行ったときは、その都度福岡地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会の議決に基づいて定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて定める。

附則

この規程は、令和〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(案)

福岡地方最低賃金審議会 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、福岡地方最低賃金審議会福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会（以下「部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令（以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、福岡労働局長（以下「局長」という。）または3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長または委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなければならない。

3 部会長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 部会長は、部会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、または細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、部会が議決を行ったときは、その都度福岡地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会の議決に基づいて定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて定める。

附則

この規程は、令和〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(案)

福岡地方最低賃金審議会 福岡県輸送用機械器具製造業
最低賃金専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、福岡地方最低賃金審議会福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会（以下「部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令（以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、福岡労働局長（以下「局長」という。）または3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長または委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなければならない。

3 部会長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 部会長は、部会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、または細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、部会が議決を行ったときは、その都度福岡地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会の議決に基づいて定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて定める。

附則

この規程は、令和〇年〇〇月〇〇日から施行する。

福岡地方最低賃金審議会 福岡県百貨店、総合スーパー
最低賃金専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、福岡地方最低賃金審議会福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会（以下「部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令（以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、福岡労働局長（以下「局長」という。）または3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長または委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなければならない。

3 部会長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 部会長は、部会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、または細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、部会が議決を行ったときは、その都度福岡地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会の議決に基づいて定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて定める。

附則

この規程は、令和〇年〇〇月〇〇日から施行する。

福岡地方最低賃金審議会 福岡県自動車（新車）小売業
最低賃金専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、福岡地方最低賃金審議会福岡県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会（以下「部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令（以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、福岡労働局長（以下「局長」という。）または3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長または委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなければならない。

3 部会長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 部会長は、部会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、または細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けけるものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、部会が議決を行ったときは、その都度福岡地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会の議決に基づいて定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて定める。

附則

この規程は、令和〇年〇〇月〇〇日から施行する。

令和3年度 特定最低賃金改正決定申出状況

資料番号

NO. 15

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出ケース		適用労働者数 (A)人	合意した 又は協約 適用労働 者数 (B)人	合意者又は 協約適用労働者割合 (%) $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
			労働協約	公正競争			
令和3年6月17日	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 委員長 幸野 直通	○		6,900	4,060	58.8%
令和3年6月29日	福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会・福岡地方協議会 議長 大塚 康宏	○		20,600	8,285	40.2%
令和3年6月30日	福岡県輸送用機械器具製造業	自動車総連福岡地方協議会 議長 吉村 淳治	○		22,900	11,455	50.0%
令和3年6月30日	福岡県自動車(新車)小売業	自動車総連福岡地方協議会 販売部門連絡会 委員長 佐藤 栄一	○		9,600	7,748	80.7%
令和3年6月30日	福岡県百貨店、総合スーパー	UAゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		16,000	5,491	34.3%

※合意者又は協約適用労働者割合については、小数点第2位を四捨五入

令和3年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領（案）

【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】

1 目的

特定最低賃金の決定等の必要性に係る審議に資するため、特定最低賃金改正の申出を行った業種の関係労使それぞれの代表者から、その改正決定の必要性の有無に関する意見を直接聴取する。

2 実施日時、実施場所

日時：令和3年8月17日（火） 13時30分～16時00分

場所：福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室

福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

3 実施主体

福岡地方最低賃金審議会 運営小委員会

4 推薦手続き

(1) 推薦は8月6日（金）までとし、意見発表者は一産業労使各1名とする。

(2) 意見発表者には委員長名で依頼する。

5 意見発表・聴取要領

(1) 意見発表者は意見を別紙「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書」（任意様式で可）に記載し、8月13日（金）までに事務局へ提出する。

なお、やむを得ず当日持参する場合には、20部を用意すること。

(2) 発表に当たっては、所属組合・企業だけではなく、できるかぎり所属する産業全体の意見も説明する。

(2) 発表順は原則として、申出書提出順とする。

(3) 発表・聴取時間は1産業25分とし、内訳は意見発表労使各10分、質疑5分とする。

ア 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業

13:35～14:00 労働者側発表（質疑）、使用者側発表（質疑）

イ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

14:00～14:25 労働者側発表（質疑）、使用者側発表（質疑）

ウ 輸送用機械器具製造業

14:25～14:50 労働者側発表（質疑）、使用者側発表（質疑）

エ 百貨店、総合スーパー

14:50～15:15 労働者側発表（質疑）、使用者側発表（質疑）

オ 自動車（新車）小売業

15:15～15:40 労働者側発表（質疑）、使用者側発表（質疑）

以上

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): _____ 業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

【以下の記載分は、個人情報保護の観点から公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください】

労働者代表

所属組合	名称		概	加盟組合数 <small>(産別連合体の場合)</small>	
	所在地	〒 ー		主な業種 <small>(企業別組合の場合)</small>	
	電話番号	ー ー	要	所属労働者数	
	職名			参考事項	

使用者代表

所属企業	名称		概	労働者数	
	所在地	〒 ー		業種	
	電話番号	ー ー	要		参考事項
	職名				